

平成29年 2 月 8 日

# 秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

## 秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	6
議事日程について	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸報告	6
管理者提出議案の報告	7
管理者の挨拶	8
一般質問	9
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2
議案第2号及び議案第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	3 6
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 8
議事日程の順序の変更の決定	4 6
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 6
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
閉 会	7 4

秩広組告示第4号

平成29年第1回（2月）秩父広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成29年2月1日

秩父広域市町村圏組合  
管理者 久喜邦康

1. 期 日 平成29年2月8日（水）午前10時
2. 場 所 秩父クリーンセンター3階大会議室

平成29年2月8日

秩父広域市町村圏組合議会定例会

## 秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

平成29年2月8日午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 管理者提出議案の報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第1号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第2号及び議案第3号一括上程
  - 議案第2号 秩父広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
  - 議案第3号 秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第4号 平成28年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）
- 第 9 議案第5号 平成28年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3回）
- 第10 議案第6号 平成29年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算
- 第11 議案第7号 平成29年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算

(開会 午前10時00分)

出席議員 (16名)

1番	江田治雄	議員	2番	大久保進	議員
3番	新井重一郎	議員	4番	木村隆彦	議員
5番	斎藤捷栄	議員	6番	高野宏	議員
7番	小櫃市郎	議員	8番	荒船功	議員
9番	内藤純夫	議員	10番	大野伸恵	議員
11番	若林光雄	議員	12番	四方田実	議員
13番	岩田務	議員	14番	大島瑠美子	議員
15番	神田武	議員	16番	小菅高信	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

久喜邦康	管理者
福島弘文	副管理者
富田能成	理事
石木戸道也	理事
大澤夕キ江	理事
町田靖夫	監査委員
森真太郎	事務局長
湯本則子	会計 管理者
坂本哲男	消防長
高野明生	水道局長
浅香貴雄	事務局兼 事務局長 会計課長
富田豊彦	専門員兼 管理課長
赤岩和彦	消防本部 次長兼 危機防災 管理監
吉岡康明	消防本部 次長兼 指令課長

井相田	雅彦		消防署長
加藤		猛	水道局長 水次
柳井戸	直樹		福祉保健課長
森下	今朝八郎		業務課長
野澤	好博		秩父センター 秩父クリーン センター長 事務所
原島		健	秩父衛生センター 環境衛生センター長 事務所
小林	幸一		総務課長
坂本	峰男		予防課長
関河	幹男		警防課長
中山		朗	経営企画課長
古屋敷	光芳		契約検査課長
大森	圭治		工務課長
田村	政雄		浄水課長
小池		健	吉田事務所長
山野	雅生		大滝・川瀬事務所長
新井	幸雄		横瀬事務所長
大濱	弘一		皆野・瀬長事務所長
長谷川	伸一		小鹿野事務所長

職務のため出席した事務職員

富田	豊彦		書記長
濱田	雅之		書記

午前10時00分 開会

○開会・開議

**議長（小菅高信議員）** ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第1回秩父広域市町村圏組合議会2月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

**議長（小菅高信議員）** 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○会議録署名議員の指名

**議長（小菅高信議員）** 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名いたします。

15番 神田 武 議員

1番 江田 治 雄 議員

2番 大久保 進 議員

以上3名の方をお願いいたします。

○会期の決定

**議長（小菅高信議員）** 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（小菅高信議員）** ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○諸報告

**議長（小菅高信議員）** 次に、諸報告を行います。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、監査委員の説明を求めます。

町田監査委員。

（町田靖夫監査委員登壇）



**町田靖夫監査委員** 監査委員の町田でございます。例月出納検査の結果についてご説明いたします。

お手元に配付されております報告書は、平成28年10月から12月までのそれぞれの月末現在における一般会計及び歳入歳出外現金並びに水道事業会計について検査を実施したものでございます。これらについて検査しましたところ、一般会計歳入歳出外現金、水道事業会計のいずれも現金出納簿の各月末残高は、検査資料と符合し正確に処理されておりました。また、歳計現金等については、定期預金及び普通預金により保管されており、通帳、証票等の管理も適切でありました。

なお、平成28年12月末現在の一般会計及び歳入歳出外現金の残高は7億8,441万7,659円、また水道事業会計の残高は36億5,200万6,482円であることを確認いたしました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

**議長（小菅高信議員）** 以上で諸報告を終わります。

○管理者提出議案の報告

**議長（小菅高信議員）** 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

書記に朗読いたさせます。

（濱田雅之書記登壇）

**濱田雅之書記** ……（朗読）……

秩広管発第503号

平成29年2月8日

秩父広域市町村圏組合議会

議長 小菅高信様

秩父広域市町村圏組合

管理者 久喜邦康

組合議会付議議案について

本議会に付議する議案を、次のとおり提出します。

記

議案第1号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第2号 秩父広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 平成28年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）

議案第5号 平成28年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3回）

議案第6号 平成29年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算

議案第7号 平成29年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算

議長（小菅高信議員） ただいま報告いたしました議案は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○管理者の挨拶

議長（小菅高信議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 議員の皆様、また傍聴にお越しの皆様、おはようございます。小菅議長様からお許しをいただきましたので、議案の内容等々申し上げたいと存じます。管理者としての挨拶も併せて行いたいと存じます。

本日ここに秩父広域市町村圏組合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私とも大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。月日のたつのも早いもので、平成28年度も残すところ51日となりました。昨年4月に水道事業が広域化し、組合の一事業としてスタートしたのが、ついこの間のように感じられます。4水道事業体が1つになり、これまでと異なった環境で仕事を進めてきた職員には不安もあったかと思いますが、水道局の職員が一丸となり、また事務局の職員がサポートしながら水道事業を進めてまいりました。平成28年度は新たな水道事業の船出となったわけですが、これからも秩父圏域の50年先を見据えて、かじをとってまいりたいと思います。また、昨年10月には新火葬場での火葬業務を開始することができました。現在部分供用ということでございますが、駐車場整備等と並行しての業務開始となっていることで、駐車場の工事も残すところわずかとなってまいりました。駐車場の整備が終わり全面供用ができることとなりますと、駐車場でご不便おかけしているところも解消できることとなります。消防分署統廃合による消防4分署庁舎建設工事、秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事、消防救急デジタル無線整備工事、そして新火葬場建設工事を組合の4大事業として進めてまいりましたが、これで全て完了することとなります。議員の皆様、理事の皆様、そしてそれぞれの近隣にお住まいの皆様を初めとする関係者のご理解とご協力があったからこそできた事業と思います。これらの事業により、秩父広域市町村圏組合の骨格が整いましたので、これから組合事務事業の充実発展に向けて運用してまいりたいと存じます。なお、3月19日には新火葬場での竣工式典を予定しておりますので、議員の皆様にご案内させていただきますが、お忙しいとは存じますが、ぜひご出席賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

それでは、本日執行部でご提案いたしました議案の概要説明をこれから行いたいと存じます。

では、議案第1号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、これは埼玉県人事委員会の勧告に準じまして、給料表の改定等をするため条例の改正を行うものでございます。

議案第2号 秩父広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例と議案第3号 秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例は、地方公務員の育児休業に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正が行われ、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を整えるため、育児支援、介護支援に係る規定の改正が行われたことに伴い、条例の改正を行うものでございます。

議案第4号 平成28年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）は、歳入での市況の下落に伴う秩父環境衛生センターの有価物売却代金の減額を主体とした補正を行い、歳出では職員の給与改定に伴う人件費補正と事業費の確定に伴う所要の補正を行いたいもので、歳入歳出それぞれ1,298万1,000円を減額したものでございます。

議案第5号 平成28年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3回）は、経営の適正化を図るため、各費目につきまして、収入、支出の見直しを行い、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び収益的支出を減額するとともに継続費の補正を行いたいものでございます。

議案第6号は、平成29年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算でございます。平成29年度予算は、予算総額で34億3,480万4,000円、前年度予算に対しまして6億4,056万円の減額、率にしまして15.72%の減となっております。平成28年度で本組合が進めてきた4大事業、先ほどお話ししました事業でございますが、これが全て完了いたしますので、平成29年度は高機能消防指令センター総合整備事業を主要事業として予算を計上させていただきたいと存じます。

議案第7号は、平成29年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算でございます。平成29年度予算は、収益的収入及び支出の収入を32億5,110万7,000円、前年度予算額に対しまして9,752万7,000円の増額、支出を27億9,415万3,000円、前年度予算額に対しまして9,260万7,000円の減額とし、資本的収入及び支出の収入を21億8,807万2,000円、前年度予算額に対しまして4億3,951万1,000円の増額、支出を35億3,136万5,000円、前年度予算額に対しまして5億2,202万5,000円の増額とした予算を計上させていただきました。

以上、提出議案の概要を説明いたしましたでしたが、詳細につきましてはこの後さらに担当の者からご説明をいたしますので、十分ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議員各位におかれましては、各市町の3月議会も控えており公務ご多忙の折とは存じますが、健康に十分にご留意いただき、ご健勝でご活躍されますことをご祈念申し上げまして、管理者としての議案説明並びに挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○一般質問

**議長（小菅高信議員）** これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして順次発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げますが、質問者においては、その内容を端的に述べられ、またこれ

に対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願い申し上げます。質問者、答弁者とも時間の規定は特にございませぬけれども、議事のスムーズな運営に協力をお願いいたします。

それでは、発言を許します。

1番、江田治雄議員。

(1番 江田治雄議員登壇)

**1番(江田治雄議員)** おはようございます。1番、秩父市の江田治雄です。議長に許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

新潟県糸魚川市において昨年12月22日昼前に発生しまして、強い南風にあおられ翌日の夕方に鎮火するまで約30時間続いた火災は、災害救助法が適用される大惨事となりました。被害に遭われた方に改めてお見舞いを申し上げます。

通告した内容について質問をいたします。消防行政に関する内容であります。消防署に事前に届け出する書類の中に揚煙届と呼ばれているものがあります。これは正確には火災予防条例の第6号様式、火災と紛らわしい煙、または火災を発生するおそれのある行為の届け出書というものだと思います。一般的には農業、林業生産で発生した副産物や枯れ枝や枯れ草を焼却処分するために屋外で焼却する前に、事前に消防署に届け出るのであります。野外焼却は、基本的には廃棄物の処理及び清掃に関する法律や埼玉県生活環境保全条例により、一部の例外を除いて原則禁止されています。その例外の一部が、先ほど申した農業、林業を営むためにやむを得ないものとして行う焼却やたき火、その他日常生活を営む上で行われる軽微なものとされています。現在は各市、町でも広報等で周知しているはずですが、野外で火を燃やす行為自体だめだという誤解をしている人や、近所のコミュニケーションがうまくとれていないと、この際、消防署を呼んでトラブルに発展するケースもあるようです。また、火災と間違えて119番へ通報する実態もあると思います。俗に言う誤報等もよく聞こえてきます。消防署は通報があった場合、現地へ行って状況確認をする怪煙偵察の出動もあるようですね。そこで伺います。誤報や怪煙偵察の件数は、年間でどのくらいあるもののでしょうか。さらに、先ほどの6号様式で事前に届け出る揚煙届の件数は年間どのくらいあるのでしょうか。2点お聞きをしたいと思います。

壇上からは以上です。

**議長(小菅高信議員)** 消防長。

(坂本哲男消防長登壇)

**坂本哲男消防長** ただいまの1番、江田議員の質問についてお答えします。

平成28年中に住民の方が屋外等において火や煙を見て消防署に119番通報し、消防隊が現地確認をした結果、見間違いなどにより誤報であったものが3件、消防署に届け出をしないでたき火等しており、怪煙偵察に該当するものが17件ありました。揚煙届出は平成28年においては180件の届け出がありました。以上でございます。

申しわけありません。訂正させていただきます。揚煙届出の件数ですけれども、140件です。訂正させていただきます。

**議長（小菅高信議員）** 1番、江田議員。

**1番（江田治雄議員）** 答弁ありがとうございました。ここに怪煙偵察3件、それとたき火等、いろいろ通報があった17件、あらかじめ揚煙届を出した者が140ということでまとめをいただきました。実は消防署のホームページを見て揚煙届ということで文言を探しても、届け出様式の中からは揚煙届というのは出てこないのですね。先ほど言った、あらかじめ届けを出す書類の中には、先ほどの6号様式、火災と紛らわしい煙または火災を発生おそれのある行為の届け出書ということなのですね。一般の方は、例えば揚煙届出すと大きな騒ぎにならないよということは、お話をしても揚煙届のこと自体をなかなか知らない方が多いですね。そういう形の中で広報等を通じて事前にやむを得ず火を燃やす方は揚煙届を出していただくとトラブルも少ないですよというようなPRもしたらいかがでしょうか。この届けを出す方法なのですけれども、現在どのような形になっているのか、教えていただければと思います。

それと、そんな中で現在交通事故防止のため高齢者になりますと免許証を返納して、いわゆる交通弱者も最近はふえております。そういった中で遠い方であるとか、そういった方の便宜を図るための対応は何かとれないか、その辺をちょっとお伺いをしたいと思います。

以上2点、再質問します。

**議長（小菅高信議員）** 消防長。

（坂本哲男消防長登壇）

**坂本哲男消防長** ただいまの再質問についてお答えします。

揚煙届け出の方法ですが、直接消防署か消防分署に来ていただき届け出書をその場で作成し提出していただくか、消防本部のホームページから届け出様式をダウンロードし必要事項を記入し、最寄りの消防署や消防分署に提出いただくこととなります。いずれの場合でも揚煙を行う日の3日前までに提出いただくこととなります。

次に、高齢者等の揚煙届け出の方法についてですが、消防署では揚煙届け出に来庁していただいたときに、火を燃やす場所や付近の状況、燃やすものが何で、その量はどのくらいか等把握するとともに、消火準備等火災予防上の注意事項について直接指導しておりますので、電話等による届け出はお断りしております。届け出書については、知人や家族の方に依頼して提出いただくことも可能ですので、日程に十分な余裕を見て提出していただきたいと思います。焼却する日が気象状況等によりなかなか決定できないようなときには、あらかじめ届け出書を提出していただき、実施日が決まった時点で電話連絡をするようお願いしております。

以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** 1番、江田議員。

1 番（江田治雄議員） 今消防長から答弁いただきましたけれども、実際消防署に出向かないと受け付けをしないという話があったのです。それで、実はこれから春先、ジャガイモをつくるのに木を燃やして、その火が山林に燃え移るような火災、これは過去にも火災の発生するようなケースが間々あります。そういった火災予防の観点から、先ほど消防長答弁ありました、消防署へこの揚煙届出しますと注意事項というのがあるのです。今言ったように数量や場所、いろんなことを守って燃してくださいよ。最後は残火処理をきちっとしてくださいよというようなことで、行った方はそこで火災予防についての認識が高まりますから、この揚煙届を出した方は火災に発展するような野火にはならないのだと思うのです。ただ、こういった揚煙届、面倒くさい、知らないからということ、あと消防署まで一々判こ持っていかなくてはということの中で、まあいいやというようなことの中で、山林へ火が入るといようなケースも実は聞いたことがありますので、今後こういった簡素化、揚煙届、例えばファクスするとかメール等でも、消防署から揚煙届が検索をできてメールで受け付けができるような、そんなことをしていただいて、火を燃やす、やむを得ず火を燃やす方が火災につながらないような、やはり対策を打つ必要が、私はあると思っております。ひいては地域の安全、安心、そしてまた火災の少ない地域をつくることにも、私はつながっていると思いますので、ぜひこの提出の方法、そしてまた簡素化を前向きに検討していただければと思いますが、最後に1点、その辺でできるか、できないか、消防長の考えをお尋ねしたいと思います。

議長（小菅高信議員） 消防長。

（坂本哲男消防長登壇）

坂本哲男消防長 先ほど出ました簡素化の話ですけれども、やはり林野火災等、高齢者の方等が火を燃しておりまして発展した火災が発生しております。できるだけ消防署に来ていただいて直接指導することにより火災予防に努めたいと思いますので、状況を把握する上からも、できるだけ届け出させていただくよう日程等考慮していただきたいと思います。また、簡素化については検討していきたいと思いますが、現状としてはやむを得ず枯れ草等を燃やす場合には消防署へ届け出るようにしていただきたいと思います。それにつきまして、市や町の広報紙に載せるなどして揚煙届について住民の方に周知していきたいと思いますので、ご理解のほど、よろしく願いいたしたいと思います。

以上でございます。

1 番（江田治雄議員） 終わります。

議長（小菅高信議員） 1 番、江田治雄議員の一般質問を終わります。

次に、10番、大野伸恵議員。

（10番 大野伸恵議員登壇）

10番（大野伸恵議員） おはようございます。10番、横瀬町の犬野でございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

まず、質問1として、水道事業についてお聞きいたします。まず、県内水道事業一本化についてお聞きいたします。秩父地域水道事業広域化が昨年4月に実現いたしました。関係各位の皆様には大変なご努力があったことと感謝しております。

さて、議会への説明の場において、水道事業の広域化は、県内水道事業一本化に向けての必須事項との説明を受けていました。むしろ第1の目標は県水への移行であり、そのためのステップであるとの感覚でした。水道広域準備室の各種説明資料にも秩父広域化におけるロードマップとして、国、県に対する要望として、国には国庫補助の継続、県には秩父地域の水源を活用した県営用水供給事業の創設並びに早期に県内水道事業一本化の実現に向けてと大きく掲げられていました。広域化が実現した現在、秩父の悲願である県水一本化はどのようなロードマップが計画され実現に向かうかをお聞きいたします。

また、水道漏水についてお聞きいたします。広域化された事業が実施されています。運営基盤強化事業と広域化事業の2種類の交付金があるようですが、老朽化した管路の更新整備状況はどう進められているのか、お聞きいたします。耐震基幹管路の整備が先行した場合、広域の資料によりますと、漏水が多く有効率が74.1%と低い秩父市の管の更新を早急に進めていかないと、薬品や電気代を使ってつくった水の約4分の1を捨てているという非常にもったいない現実が長く続くことが懸念されます。市街地の石綿管を優先に更新していくことが広域水道の経営健全のため必要と考えますが、いかがでしょうか、お聞きいたします。

次に、質問2として、広域組合の情報公開についてお聞きいたします。11月の議会にて情報公開条例が制定されました。また、斎藤議員の質問への回答として、住民の知る権利を保障し適正に情報公開を進めていきたいとのことでした。作成に向けての職員のご努力に大変感謝いたします。

そこでお聞きしたいのですが、理事会の会議録の開示はどのようになっているのでしょうか。議会の議事録は公開されていますので各発言者が明確になりますが、理事会の決定事項についての経緯がわかりません。昨年7月議会の火葬場の備品購入につきましても、詳細について情報が速やかに出てきたとは思いませんでした。入札結果全部についての公表、またプロポーザル評価表の点数の配点についても、200点満点のうち空間との調和やデザイン性の合計配点が90点に対し、見積もり価格配点が20点でした。広域市町村圏組合は特別地方公共団体ですので、最少の経費で最大の効果を上げなくてはならないという地方自治法第2条14項の条例を守ろうとすれば、価格配点が10分の1というのはいかがかなと私は思うのですが、それらが決定に至った経緯の会議録は開示されているのでしょうか、お聞きいたします。

次に、質問3として、プラスチック製容器包装識別のマークのある家庭ごみの分別についてお聞きいたします。現在日常生活の中で、ほとんどと言えるほど多くのプラスチック製容器包装があります。この廃プラと言われるごみについて、当広域組合では分別収集への方向性があるのか、お聞きいたします。

以上、よろしくお願いたします。

**議長（小菅高信議員）** 10番、大野伸恵議員の質問に対する答弁を求めます。

水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

**高野明生水道局長** 水道事業につきまして順次お答えいたします。

初めに、県内水道事業一本化の実現への計画についてでございますが、秩父地域水道事業広域化基本構想には、県に対する要望として早期に県内水道事業一本化の実現としております。埼玉県では平成26年6月の県議会定例会で新井豪議員の水道事業広域化についての質問に対して、保健医療部長から、埼玉県水道整備基本構想として平成42年を目標にブロック統合を図り、おおむね50年先に統一を図るとの答弁がなされております。また、平成27年2月の県議会予算特別委員会では、同じく新井議員の答弁に立った県知事から、県内統一があるべき姿とし、当面はブロックごとの広域化に分けたロードマップを示しながら技術的支援を行うとの答弁がなされております。水道局といたしましては、本年度に統合を果たしましたので、今後は施設の整備や統廃合、老朽化施設等の更新を行い、しっかりとした運営基盤の確立を図ることで県内水道事業への早期統合に向けての要望を行えるものと考えております。

次に、老朽化した管の更新整備状況についてお答えいたします。初めに、議員ご質問のとおり、生活基盤耐震化等交付金には広域化事業と運営基盤強化等事業の2種類がございます。広域化事業は耐震基幹管路等広域化に資する事業が対象であり、運営基盤強化等事業は老朽化した管路等の更新が対象となります。この交付金を活用し、平成28年度より老朽管更新計画に基づき、市街地の基幹管路を中心とした石綿セメント管や赤水が発生する铸铁管の更新を優先して実施しているところでございます。秩父市の更新状況につきましては、平成27年度更新管路延長6,054メートルに対しまして、平成28年度更新予定管路延長は1万1,329メートルとなりまして、前年比約1.9倍の更新状況となります。また、石綿セメント管につきましては、平成27年度更新管路延長は2,274メートルに対しまして、平成28年度末の更新予定管路延長は7,324メートルとなりまして、前年比約3.2倍の更新状況となっております。今後も漏水や赤水の多発する管路につきましては、老朽管更新計画の見直しを随時行い更新年度の前倒しを行うなど、老朽管路の早期改修を進め、有効率向上のため広域化事業と老朽管更新事業を計画的に行い経営健全化に努めてまいります。

以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

**森 真太郎事務局長** 10番、大野議員の質問のうち、2の情報公開につきましてお答え申し上げます。

理事会の会議録の開示はどのようになっているかのご質問でございますが、秩父広域市町村圏組合情報公開条例第7条の規定により、非公開情報が含まれている場合を除き、会議録は公開請求者



に公開することとしてございます。本組合理約第14条で管理者と理事会の協議事項が定められているところとしましては、1点目といたしましては組合の議会の議決を経るべき事件に関する事、2点目としましては公有財産の取得及び処分に関する事、3点目といたしましては組合の運営に係る基本的事項に関する事、この3つが理事会の協議事項となっております。理事会において議決を経るべき事件に関する事を協議いたしまして、議案等提出する前に、その会議録が開示されることで混乱を生じさせるおそれがあるようなときには、条例第7条第4号に該当するものとして、混乱を生じさせるおそれがなくなるまでの間、開示を控えさせていただくようなこともございますが、冒頭で申し上げましたように理事会の会議録は公開はしないことはございません。また、新火葬場の備品購入におけるプロポーザル方式の評価点、評価の配点が決まった経緯等に関する会議録の開示がなされるかのご質問でございますけれども、こちらにつきましても情報公開条例の規定にのっとり公開できるものと存じます。

次に、3のプラスチック製容器包装識別マークのあるごみの分別収集についてのご質問にお答え申し上げます。

現在当組合では、可燃ごみ、不燃ごみ、小型家電製品、廃乾電池とライター、廃蛍光管と電球、資源ごみ、缶と瓶、紙と布、ペットボトルの8分別で収集を実施しているところでございます。さらなるごみの減量化と資源化に取り組む必要性から、プラスチック製容器包装の分別収集についても検討を重ねてきたところでございます。当組合議会におきましても、平成22年11月定例会でプラスチック製容器包装のリサイクルにつきましても一般質問があったわけでございます。そのときの答弁といたしましては、現在秩父クリーンセンターではプラスチック製容器包装を含んだ可燃ごみ焼却の熱により蒸気を発生させ、その蒸気により機器を駆動させておるということでございますけれども、将来的には秩父クリーンセンターの改良工事によりまして蒸気タービンによる発電設備を設置して、より一層サーマルリサイクルを推進してまいりたいという答弁をさせていただいております。ご案内のことと存じますけれども、サーマルリサイクルにつきましても、廃棄物を単に焼却処理をせず、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収、利用する方法でございます。そして、平成26年度には秩父クリーンセンターに蒸気タービン発電設備が設置されまして、平成26年11月より売電も行っているという状況でございます。現在発電設備も順調に稼働いたしまして大変よい実績を上げておりまして、サーマルリサイクルもうまくいっているというふうに考えているところでございます。また、この施設の稼働に伴いまして、発電量で換算いたしますとCO<sub>2</sub>の削減にも大きな効果があったというものでございます。

なお、プラスチック製容器包装の分別収集を開始した場合でございますけれども、試算でございますが、収集及び処理経費といたしまして約9,500万円の支出の増、そして当秩父クリーンセンターの発電量の低下によりまして売電収入の減収、そしてさらにごみ自体で持っているカロリーで今自然をしておるところでございますけれども、そういったカロリーが低下していることによりまして、

助燃といいますが、灯油をかけて焼却しなければならないというようなことも発生も予想されているというようなことから、非常にこの分別収集には経費的な面から見ますと大変厳しい状況であるというように思っております。

なお、本組合で策定いたしました分別収集計画においては、この容器包装の分別収集につきましては計画には位置づけてございますけれども、今申し上げましたような本組合で取り組んでおりますサーマルリサイクルでの有効活用の実績でございますとか経費面のことを考えますと、現在収集には至っておらないという現状であります。今後この分別収集計画の見直しの際には、マテリアルリサイクルからサーマルリサイクルへのリサイクル方式の移行を明確に位置づけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** 10番、大野議員。

**10番（大野伸恵議員）** ありがとうございます。再質問という形なのですが、質問1の水道事業なのですが、半世紀後と言われているのはお聞きしてあるのですが、ここに答申書というのがありまして、秩父地域水道事業広域化基本構想ビジョンの策定審議会の会長さんからの答申書というのがありまして、その中の8番に埼玉県水道ビジョンでは半世紀後としていますが、県営水道事業の一元化の早期実現を埼玉県に対して要望していくことも、この8番に答申されております。50年後を待たず具体的に整備の見直しも伺っておりますので、毎年毎年声を上げていくことが大切だと思いますので、その点を、これはお願いしておきます。

次に、水道の漏水なのですが、水道局のほうで管理する水道の漏水も多いのですが、昨年11月に木村議員の漏水質問に対して、広報を強化していきますというお答えをいただきました。広報を強化していくことに対しては大変感謝しているのですが、私はかなり家庭に厳しい金額となっているなということを思いました。横瀬町は以前は平均の2カ月以上は減免していたのですね。そういうような形で10万円とか20万円という数字が水道料として一般家庭に請求された場合に、生活者の視点からするととても高いなと、払うのが大変だろうなということを一主婦として感じましたので、この減免についての計算式について、いま一度検討していただきたいのですが、いかがでしょうかということも1点お聞きいたします。

質問2についてですが、開示されているということで大変ありがとうございました。開示請求があればということですので、もし終了して、議決を終わったものについては理事会としてのホームページ等での公開はできるのでしょうか。それを1点教えていただきたいと思っております。

次に、質問3なのですが、これを調べてみましたら本当に大変だということが私もわかりました。この広域はサーマルリサイクルということで、光エネルギー、太陽エネルギーを使うということなのですが、この燃すということについてもちょっと焼却炉がかなり高いものが必要で、また修繕もとても大変だというお話を聞きました。分別するにもお金がかかる。燃すについても施設の消耗が

大変高いということで、将来的にはどういうふうになるのがいいのかわかりませんが、今後も続けて努力していただきたいと思います。ということなので、質問については、水道の漏水の件が1点と、ホームページで公開できるのかどうかという2点をよろしく願いいたします。

**議長（小菅高信議員）** 水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

**高野明生水道局長** 大野議員の再質問にお答えいたします。

漏水に伴う水道料金の減免につきましては、11月の議会で木村議員のご質問にご答弁をさせていただいたとおりでございますが、確かに10万円を超える請求があれば驚かれると思いますが、メーターから家側は個人の管理ということもありますので、ご理解を賜りたいと存じます。この減免制度につきましては、引き続き広報などにより周知を図ってまいります。

また、制度の改正につきましては、近隣や県内事業体の状況等も勘案しながら研究を進めてまいります。

以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

**森 真太郎事務局長** 大野議員の再質問のうち、理事会でのホームページの公開の件でございますけれども、これにつきましては公開できるように前向きに検討してまいります。

以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** よろしいですか。

**10番（大野伸恵議員）** はい。

**議長（小菅高信議員）** 10番、大野伸恵議員の一般質問を終わります。

次に、2番、大久保進議員。

（2番 大久保 進議員登壇）

**2番（大久保 進議員）** 皆さん、おはようございます。2番、秩父市の大久保でございます。議長の許可を得ましたので一般質問を行わせていただきます。きょうの一般質問は、質問というよりは2件の提案をさせていただきたいと思います。

初めに、小型家電製品の無料収集一覧表の見直しであります。市議会12月議会でも関連する質問を行いました。市独自でできること、例えば市報での広報とかごみボックスの設置などを要望しました。市としては、さらに回収の促進を図るため、住民の皆さんの要望や近隣自治体の状況を見るなど、市独自に広報の強化、充実に検討していくとの答弁でありました。一覧表作成については、当組合の担当ですのでお聞きをいたします。現在の一覧表は非常に見づらいもので、これが現在の一覧表なのですけれども、これは五、六年前ですか、各家庭に配られたと思うのですけれども、これは非常に見づらく、品目別等にも分かれておらず、果たして私の持っているごみを捨てていいも

のかどうかというのも、これ探するのが本当に大変な状況でありました。また、私が周りの人に聞いても、この一覧表があるかという問いに、あるという人のほうが少ないのですね。実際問題このチラシは余り重要視されていないのかもしれませんが。現在でも小型家電の回収はある程度の実績は上がっていると思いますが、もう一度見やすい一覧表の作成を考えてはいかがでしょうか。その見解をお聞きをいたします。

2つ目の提案です。応急手当てを行っていただいた方への御礼カードの作成について伺います。越谷市では、これが越谷市でつくっている御礼カードなのですが、事故や病気などで119番通報していただき、救急が到着するまでの間に応急手当て及び救命措置を行った方に、感謝の意味を込めて名刺大のカードを配布しています。なかなか評判がいいようです。秩父においても、御礼の意味を込めて応急手当てを行ってくださった方への文面で、A5サイズの書面を渡しているとのことですが、この大きさですと保管しておくのにも大変です。少々不便ではないかなと思います。名刺大のカードであれば、財布の中でも名刺入れでもカード入れでも保管できます。秩父でこの名刺大御礼カードの作成の見解をお聞きをいたします。

壇上からは以上であります。

**議長（小菅高信議員）** 2番、大久保進議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

**森 真太郎事務局長** 2番、大久保議員のうち、1の小型廃家電品目表、見やすい表の作成についてお答え申し上げます。

一般家庭から排出されます小型家電製品につきましては、以前は不燃ごみとして有料指定ごみ袋の収集で実施をしておったわけですが、平成25年4月にいわゆる家電リサイクル法が施行されたことに伴いまして、平成26年4月から不燃ごみの収集日に、有料指定ごみ袋大程度の大きさの透明または半透明のポリ袋により無料で排出していただくというような収集方法に変更いたしましたところがございます。その際に、今大久保議員からお話がありました排出できる一覧表をご家庭にお配りをさせていただいたということで、見にくいというご指摘があったわけですが、この小型廃家電資源ごみの収集の経過でございますけれども、無料収集から3年が経過いたしますけれども、当組合では平成25年度からデータとってございまして、ちょっとお話をさせていただきますと、平成25年度が5万9,603台、145トン、無料収集を開始いたしました平成26年度が11万8,923台、178トン、平成27年度が10万8,448台、169トン。そして、平成28年度でございますけれども、これにつきましては12月現在でございますが、7万6,103台、164トンの排出ということで、これだけの資源ごみが集まっているという状況でございます。組合ではさらなる小型家電製品の再資源化を促進するために、以前お配りいたしました一覧表が大変見にくいというご指摘をいただきましたので、議員のご提案を生かしまして、分類ごとに仕分けをして住民の皆様にはわかりやすい、ま

た見やすいような表をつくり直しまして、平成29年度のごみカレンダーと併せまして圏域内各世帯に配布する予定でございます。また、併せましてホームページの掲載内容も変更させていただくということでございます。ぜひご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** 消防長。

（坂本哲男消防長登壇）

**坂本哲男消防長** 2番、大久保議員の質問である応急手当を行った方へのお礼カードの作成についてお答えします。

救急隊が救急現場へ到着するまでの間に応急手当を行うことは、傷病者の症状の悪化を防ぐ上で大変重要です。重篤な病気や事故で人の命を救うためには、その場に居合わせた通行人、同僚、知人など、バイスタンダーと言われる人たちが行う応急手当や救命措置は一連の救急活動の中で重要であり、その勇気ある行動に敬意と感謝を申し上げます。現在バイスタンダーの行う救命活動に対し、各消防本部が独自の方法で感謝の気持ちをあらわしています。秩父消防本部では昨年10月から「応急手当を行ってくださった方へ」と題し、救急活動協力へのお礼文とともに、応急手当を行ったことで偶発的に感染症に罹患した疑いのある場合には、検査費用を見舞金として支給する旨を記したA5サイズの案内文をお渡ししております。現在秩父消防署の救急隊が救急現場で救急活動協力者に配布しているお礼の言葉を記した、議員ご指摘のとおりA5サイズの書面は、簡素なものとなっておりますので、今以上に感謝の気持ちが伝えられるようデザインを考慮するとともに、救急活動協力者、救急隊員双方が持ち運びやすい名刺サイズの大きさのものに変えていきたいと思っております。

以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** 2番、大久保議員。

**2番（大久保 進議員）** それぞれの前向きな答弁をありがとうございます。

再質問させていただきますけれども、初めに小型家電のほうですね。これ私たち地元の町会で美の山観光道路の清掃を年に2回しております。非常に不法投棄が多い中、非常にショックなのは、不燃ごみのごみ袋に入れて不法投棄している。これはどういうことかということ、やっぱりこの状態がよくわからないということなのですね。そこで本当に前向きな答弁でつくってくれるということですが、どのような紙質になるのか。今までのこの普通紙の用紙だと余りやっぱり関心がなく、つい捨ててしまうような形になるのではないかと思います。ですので、永久保存的な、ごみカレンダーみたいなもの、あの材質いいと思うのですけれども、そしてちょっと派手にやっていただければなと思うのですが、そこのところいかがでしょうか。

**議長（小菅高信議員）** 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

**森 真太郎事務局長** 再質問でございますけれども、紙質につきましては厚い紙を使いまして、また色につきましても、今考えていますのは黄色の目立つ色でつくりたいということでございます。よろしく願いいたします。

**議長（小菅高信議員）** 2番、大久保議員。

**2番（大久保 進議員）** ありがとうございます。そうすれば、やっぱり捨てないで冷蔵庫の横にでも張りつけておけるかなと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

あと、消防のカードのほうですね、これは名刺大でつくっていただけるということで、本当にありがとうございます。これ外注出さなくても、事務所で多分パソコンでできるのではないかと思いますので、早い段階でやっていただければと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（小菅高信議員）** それでは、2番、大久保進議員の一般質問をこれで終わります。休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

**議長（小菅高信議員）** 再開いたします。

次に、15番、神田武議員。

（15番 神田 武議員登壇）

**15番（神田 武議員）** 議長から許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、私は今思うことを、私の思いを申し上げまして、それから通告の質問に入らせていただきます。私も一昨年、当組合の議会議員として、初めてこの議会に来ました。そして、ある議員に、小鹿野の議会はおかしいのではないの、こういうふうに言われました。全国の地方議会でも小鹿野のような議会はないと私も思っております。これは1回1つの議案に3回しか質問をしてはいけないと、これが原則だから、全員の議員がやっても、それほど時間がかからないのです。しかし、小鹿野は私が議員になったときから、質問の趣旨が違えば3回以上やってもよいと、こういうことになっているから、こういう議会なのです。だから、小鹿野にいれば、これが当たり前でもないけれども、やむを得ないのです。

そして、今回の水道事業の来年度の予算におきまして出資債というのが出ましたが、先般の全員協議会の中で小鹿野の福島町長がこれに出資しないと。議会も議会なら町長も町長で、議員の皆さんもおかしいと思うと思うのです。しかし、私も長い間、福島町長とともに歩んでまいりました。福島町長ほど忍耐があり、そして人の話も一生懸命聞きます。小鹿野の議員にすると聞く耳を持た

ないとか、どうだとかいろいろ言いますが、この秩父郡の首長の中で私は一番忍耐が強く、そして一番慎重に町政を推進していると。水道問題についても、ほかの町村ではそんなに住民説明会もやらなかったと思います。小鹿野は6会場に分けて毎晩全課長とともに説明会を行いました。大体反対の人が出席して、反対のような厳しい質問ばかりです。私も町長や執行部が毎晩骨を折るのですから、町民の生の声を聞こうと毎回参加いたしました。そして、議会の対応におきましても、議案を出して、3人ぐらいの議員がこの議案はまずいというような趣旨の質問をすると、これ完璧に私が通ると思っても引っ込めて、またちょっと変えて出すのです。反対している議員も一生懸命なのです。だから、その思いを酌んで1回引っ込めて丁寧な議会もやっているのです。こんな町長が、4人の首長が賛成だというものに出さないというのです。町長も出さなければならぬ。出せばこんな有利な水道納付金を下げる、これ十分わかっているのです。そして、統合の前に秩父地域水道事業の統合に関する覚書、全部自筆で首長がサインしているのです。この中にも、これ議員もみんな知っているわけなのです、これもらったから。出資債という書き方ではないのです。10条にこう書いてあります。国庫補助事業の対象となった水道施設にかかわる建設改良費負担分については、各市、町が協議して定めると。これがまさに出資債なのです。一番町長が気を使ったのは、出しますよって、議会が通らないと出せないのです。だから、福島町長の思いは、今年の5月ごろから、この来年度の予算に練り出すと協議して、このことを言うておいていただければ、それなりに議員にも住民にも話して、拙速だと、長い期間猶予を持ってもなかなか理解をしてもらえないけれども、しかしこれが住民に理解していただいたり、少しでも議員の賛同を得て行政を進めると、このような思いでやっているのです。だから、おかしい町長でもないのです。それをぜひ理解してください。

では、通告した質問に入らせていただきます。1点目に、広域組合経費縮減についてお伺いをいたします。東京電力との需給契約を変更する考えがありますか。ない場合は、東電の長期契約割引制度を活用すべきではないですか。また、活用した場合、総額幾らの経費の削減になりますか、お伺いをいたします。

2点目に、水道事業の人材育成についてお伺いをいたします。

(1)、29年度予算で職員研修資格取得の内容を伺いました。この内容についてお伺いをいたします。

(2)、施設等の改良の設計監理ができる人材の育成を目指す考えはないか。

(3)、民間企業に職員を出向させて企業経営戦略を学ばせる考えはないか、お伺いをいたします。

3点目に、水道施設改修費の国の補助金についてお伺いをいたします。

(1)、統合の大きな目的に、施設改良費の1つが国の3分の1の補助金で施設改修をすることでありましたが、ふたをあけてみると申請事業の3分の1の65%の交付の減額になりましたが、28年当初計画から実質補助金額は幾ら減額になったのか、お伺いをいたします。

(2)、補助要綱には事業費の3分の1しか書いてないそうですが、今年度要望活動をしたのか。また、29年度は総改修事業費の3分の1の補助金がいただけるように要望を国県にする考えはないか、お伺いをいたします。

4点目に、水道局出資債の市町村の負担の算定について。運営基盤強化事業分は、なぜ各市、町での負担を選択したのか。各市、町の現状を認識した上で、秩父地域全体の住民のために一つになって、住民のために協力していくべき統合したのに先祖帰りのような方策をしたのか。運営基盤強化事業、広域事業の全てを各市、町で案分にすべきではないか、お伺いをいたします。

5点目に、水道局の約30億円の資金の、これ出資と書いてありますが、資金であります。資金の活用について。

(1) はいいのですが、運営に必要な金額を残して、あとは資本的収入に繰り入れをして、企業債及び金利の経費の削減に努めるべきではないか、お伺いをいたします。明快で、私の趣旨に沿った答弁をいただければあつという間に終わりますので、そのような答弁をいただきたくお願いを申し上げます。壇上からの質問とさせていただきます。

(何事か言う人あり)

**議長（小菅高信議員）** 15番、神田議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長。

(森 真太郎事務局長登壇)

**森 真太郎事務局長** 神田議員のご質問のうち、1の広域組合経費の縮減について、各組合施設の電力購入にかかわる契約見直しによる経費の縮減についてお答えを申し上げます。

電気事業法の改正によりまして、平成28年4月から電力小売りの全面自由化が始まりました。これによりまして、電力購入先が小売電気事業者の中から選ばれることになったわけでございます。これを踏まえまして、当組合の各施設においても電力の購入先につきまして検討しております。特に契約電力量が最大でございます秩父クリーンセンターの電力購入契約につきましては、指名競争入札を実施いたしまして、昨年7月から小売電気事業者でございます日立造船株式会社と契約を締結しております。これによりまして本年1月までの7カ月間の電気料金の実績額において、以前契約しておりました東京電力の料金と比較いたしますと約270万円の経費削減が図れておるところでございます。また、議員からのご質問にありました東京電力エネルギーパートナー株式会社との長期契約割引についてでございますけれども、これにつきましては水道局の施設のうち、現在秩父市、皆野町、長瀬町の一部施設、これ14口契約分でございます。これにおきましては、現在長期契約を締結いたしまして割引きの適用を受けております。平成28年の見込み額で申し上げますと、9万3,000円の削減ができると予想しているところでございます。また、水道局の他の施設の30口分の契約につきましても、現在長期契約の締結する方向で検討を進めておるという状況でございます。また、組合のその他の施設でございますけれども、これは秩父斎場ですとか秩父環境衛生センター、



消防の本部、各分署でございますけれども、この施設についても長期契約に変更した場合、年間で約18万円程度の経費削減が図れるという回答をいただいておりますので、こういった契約内容をさらに精査した上で長期契約を導入するかどうかの判断をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

**議長（小菅高信議員）** 答弁は一応全項目やりますか。それとも1項目ずつ。

**15番（神田 武議員）** 全部。

**議長（小菅高信議員）** 全部質問していただいたのだから、1回目は全部答弁してもらいたいと思います。それでよろしいですか。

**15番（神田 武議員）** はい、わかりました。

**議長（小菅高信議員）** 1回目の質問については全項目質問いただいたので、これについては全部の質問に答弁いただきたいと思います。

水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

**高野明生水道局長** 神田議員ご質問の水道事業のまず人材育成について順次お答えをいたします。

初めに、29年度予算で職員研修資格取得の内容についてでございますが、会計や土木、水道技術など、幅広い知識、技能の習得及び資格の取得をすることを考えております。併せてさまざまな研修の機会を与え、職員みずからが自己研さんを積むことを望んでおります。このことは従事している業務遂行能力の向上はもちろんのこと、相手が行っている業務の理解度の向上など、プラス効果があるというふうに考えております。

次に、施設等の改良の設計監理ができる人材の育成を目指す考えについてでございますが、施設等の改良の設計監理は経験が必要であり、技術の継承が難しくなっております。議員ご指摘のとおり、施設等の改良の設計等に秀でた職員を育成することは必要かつ重要でございます。今後は水道職員のプロパー化を考慮し、土木職員の新規採用等をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、民間企業に職員を出向させ企業経営戦略を学ばせる考えについてでございますが、大変有意義なご提案であると思います。しかし、現在ほとんどの職員が市、町、組合からの派遣であり、必要最小限の人数で職務に従事しておりますので、人員に余剰がないことなど、現段階での実施につきましては困難であるというふうに考えております。業務量が安定するなどの環境が整った時点での実施が最善ではないかというふうに考えております。

続きまして、3の水道施設改良費の国の補助金についてでございますが、平成28年度当初計画から実質補助金は幾ら減額になったのかについてお答えいたします。

平成28年1月に埼玉県へ提出した要望額は4億8,889万1,000円でございます。この要望額に対して交付決定額が3億1,354万6,000円となりましたので、当初予算額4億7,857万円から交付決定額

を差し引いた1億6,502万4,000円が減額となったものでございます。

次に、補助金の要望活動についてでございますが、今年度から補助金の配分などは都道府県の裁量になっていることから、県担当課には配慮いただくようお願いを続けてまいりました。申請に当たっては、誤りのないようご指導賜り実施することができております。今後も配分などは県に、予算獲得などは県を通じて国へ要望してまいります。

続きまして、4番目の水道局出資債の市、町負担の算定についてでございます。出資の方法につきましては、運営基盤強化等事業と広域化事業の負担について、昨年12月19日に開催されました理事会におきまして決定されておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、5番目の水道局の約30億円の資金の有効活用についてでございますが、水道事業の統合により、平成28年4月1日の時点におきまして統合前の各団体から32億80万3,386円の現金預金が秩父広域水道へ引き継がれております。先日の全員協議会におきましても公営企業会計の仕組みをご説明させていただきましたが、水道事業は一般会計と異なり出納閉鎖期間がなく、3月31日時点で決算をいたしますので、現金預金のほかに未払金など流動負債も秩父広域水道へ引き継がれております。したがって、約32億円の引き継がれた現金全てが補填財源として使用できるわけではございませんので、ご理解を賜るようお願いいたします。

以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** 神田議員に申し上げますが、再質問と再々質問については各項目ごとにやってもらったほうがわかりやすいかと思うので、項目が多いようですから、そういう質問の仕方をしていただきたい。

神田議員。

**15番（神田 武議員）** 答弁をありがとうございました。私も日常活動の中から水道局へもたびたびお伺いをして、いろんなお願いをしている中で、意見が合わないから本会議場でやるしかない、これでなかなか私の目指すような、思うような答弁が返ってこないのは心得ているのです。だから、首長の皆さんも、私が言うことが理に反しているのか、とんでもないのか、よく聞いてみてください。そのかわり長くなります、思いがありますから、私も。

それでは、1点目についてお伺いをいたします。この自由化になって、しかしなかなかどの電力会社が安定供給ができるか考えたときに、現在では東電が一番だと思うのです。小鹿野町の総務課長にも小鹿野の施設はどうなのだと聞いたら、これ1月の初めですよ、考えてみたけれども、選択肢として、私が今言ったように東京電力が一番今安定的に、今後2年間ぐらいは考えられるから、総務課長の考えとして、とうに4月1日からの契約をしたと。先ほどの局長の答弁ですと一部をやって、あとクリーンセンターを考慮中だと。こういう話なのですが、消防署だって全体で大きな電力を使っているのです。これは三相、いわゆる200ボルト以下動力という言い方を私はしているのですが、これ1キロの契約につき1カ月54円返ってくるのです。また、普通の100ボルトは10アン

ペアの契約に対して、これも54円返ってくるのです。私も小さな仕事をやっておりますが、すぐ判断をしてやりました。私のうちはごく小さいですから、それでも1日100円、3万6,000円、年間でサービスが受けられるのです。東電より今有利な場があって、そこと交渉するというのなら構わないのです。しかし、それがなければ4月1日で、これ手間はかからないのですよ、契約は。ただ、サインをして郵便ポストに入れば、それでいいことなのです。今もってこの判断はこの議場でできないのですか。全組合を挙げてこれにやると、お伺いをいたします。小鹿野なんか既にやっているのです、私が言う前に。

**議長（小菅高信議員）** 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

**森 真太郎事務局長** 再質問にお答え申し上げますけれども、先ほどご答弁したとおり、今東京電力と確認いたしまして、先ほど話しましたように消防分署を含む、組合のその他の施設、水道局除きますけれども、年間で約18万円という削減のお話をいただいておりますので、これにつきましてはもう一度精査して、当然安いほうが経費の削減になりますので、そういった方向で契約をしていくよう判断してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

**議長（小菅高信議員）** 15番、神田議員。

**15番（神田 武議員）** それでは、2点目の人材育成についてお伺いいたしますが、3点目の民間企業へ派遣をして民間企業の実体験させるべきだと、こういう質問でありましたが、人員の都合上当面はできないと、こういう答弁をいただいたわけであります。この質問を私は出すときも、神田議員はあんなに職員の削減をやれと言っておいて今度は増員をすると、こうなのか。こう反論されましたが、そういうことではないのです。企業も行政も人材によって変わるのだよ、大きく変わるのです。組織ではないのです。各企業を見てもこれは歴然としています。かつては日産自動車が発行の困難になったとき、ゴーンさんという外国人を1人入れたら瞬く間に経営が再建になったのです。全てが人材なのです。これは企業会計なのです、水道企業は。民間の考え方を取り入れてやらないと安い料金にはならないと、私はこういう考えなのです。民間に派遣して帰ってきて、それで完璧に成果が上がるかという、中身なのです、次は。やる気があって、こういう職員を選択して派遣をしなければだめだし、派遣先も重要であります。幾らそういう場で身につけてきても、水道局に来て皆さんがこの人の話を受け入れていただく、そういう文化がないと全く、職員が幾ら一生懸命になっても宙に浮いてしまうのです。国づくりは人づくり、企業もまるっきりそうなのです。1人職員を増員して派遣しても、退職する職員が毎年出ます。その補充をしなければ、瞬く間に人材の削減もできるのです。人材だけではないのです。これは事務方に聞くより、久喜管理者にこれをぜひやっていただきたいのです。ご答弁をよろしくお願いたします。

**議長（小菅高信議員）** 管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

**久喜邦康管理者** 神田議員の熱い心に私も感動いたしました。そういう中で広域化してまだ1年たっていない状況で、今非常に不安定な時期だというように思います。それぞれの職員が努力して、それぞれやっておりますけれども、その熱い思いは私も共有することができますので、いずれかの時期に、そういうふうな企業への派遣等々も視野に入れて考えていきたいというふうに思いますので、異論を申すわけでもなく、今現在はちょっと厳しくてできない。でも、いずれはできるように持っていきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上です。

**15番(神田 武議員)** 私は、管理者の久喜さんから、やります、こういう答弁が返ってくると期待して質問をいたしました。今が一番必要なのです、水道にとって。5年後に統合して料金が上がらなくてよかったな、これが今なのです。安定してしまってやったって、どうにもならないのです。ここで私も局長さんと毎回毎回一生懸命いろんな話をさせていただきます。しかし、局長さんは役所でずっと育ってきたのです。だから、真面目なのです。真面目が第一なのです。それで、丁寧にこの出資金の問題、後で述べますが、出資金の問題でも各町の意向をみんな聞いてきて、その中で調整をするからうまい案ができないのです。ただ、小鹿野の町長は反対でも、ほかの3人の町長が賛成のほうを選ぶしかないのです。これではうまくいかないのです、企業は。上に立つ者は独断というものも必要なのです、民間は。そしてまた、独断がひとり歩きをすると大変なことになります、今が一番大事なのです。管理者の久喜さん、変わらないですか。

**議長(小菅高信議員)** 管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

**久喜邦康管理者** 先ほど答弁したとおりでございます。

**議長(小菅高信議員)** 神田議員。

**15番(神田 武議員)** 3点目の水道施設改良費の国の補助金についての再質問をさせていただきます。

町の補助金事業でも補助金が確約されるものもあるのです。3分の1といえば大勢手挙げる人がいれば、補正予算を組んでやる。それから、予算をとっておいて、3分の1とうたっても予算の範囲内と、この2つに分かれるのです。しかし、3分の1で333億円の111億円が補助金で賄われると、大きな字で私たちは何回も見せられているのです。町の説明会でも町民にこれしか言わないのです。だから、私も疑う余地もなくこの説明を信じて、そのとおりだと思っていたのです。私も議員としては調査が足りないなど、今思っているのです。しかし、水道局へ行っても、3分の1は来ているのですよ、3分の1は来ているのですよ。確かに3分の1は来ているのです。しかし、これは霞が関の役人と同じことを言っているのです、レベルの高いことを。我々庶民は3分の1なんか来ない。小鹿野の職員だって、これは通じるのです。まるっきり秩父の職員と物の考え方が違うので

す。私もこれに、補助要綱に3分の1しか書いてないというから、改めてこれを探してとってみました。あけざまに通則という括弧書きで、第1、水道資源開発整備費国庫補助金については、予算の範囲内において交付をします。これは厚生労働省が出した文であり、水道水源開発等施設整備国庫補助金交付要綱であります。こんなにページがあるのです。で、この後ろのほうに細かい字で2分の1の補助金のもあるのです。広域統合は3分の1、それから4分の1のもあるのです。だから、国の補助金をとったで手を挙げる人が、これは手を挙げる人を見て厚労省は財務省に要求をして、財務省がカットすると、こういう仕組みで通常はカットされるのです、こういうのを見れば。だから、統合準備室の説明資料にもこういう補助要綱であります。この補助金が来ない場合もあります。そう書くべきなのです。

(「そうだ」と言う人あり)

**15番(神田 武議員)** 一般町民なんか、私たち議員は2つのやり方があるというのを知っているのです。しかし、これだけ明快に出すと、必ず要望した額は承認、国がいただいて予算が来ると、このように思ったのです。どうしてこういう説明を、親切な説明をしなかったのですか。お伺いを1点します。

**議長(小菅高信議員)** 水道局長。

(高野明生水道局長登壇)

**高野明生水道局長** 神田議員の再質問ですが、昨年11月の議会におきまして斎藤捷栄議員からご質問の中でご答弁をさせていただきましたが、当時の333億円に対しての111億円というご説明に対しましては説明不足があったということでご答弁申し上げましたが、今後も引き続き丁寧にご説明させていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

**議長(小菅高信議員)** 神田議員。

**15番(神田 武議員)** 先ほど、この問題も局長にも何回も私も行って、いろんな話をするのです。局長も県に行って一生懸命小鹿野に余計配分をしていただけないか、理解をいただきたいというお願いはしているのはわかるのです、先ほどの答弁でも。しかし、こういうことを言うと失礼になるかもしれませんが、職員同士、県と地方、お願いに行くのだから強いことも何も言えないのです、職員同士では。これは管理者や各首長さんが言わなければ、どうにもならないことなのです。皆さんが一生懸命力を合わせて国、県に言ったってならなくても、一生懸命やってみるのが、住民の負託を受けた皆さんの役目だと思うのです。私もこの議場で同じようなことを何回繰り返しても、なかなか通らない。わかっているのです。だけれども、一縷の望みをかけて一生懸命やるべきだと思うのです。

それで、厚労省の28年度予算にかかわる配分方針というのがあります。この下のほうに地方公共団体が実施する水道施設の耐震化、老朽化対策等の推進に要する費用については、地域の実情や要望を勘案して配分を行うと、考慮するとあるのですよ、位置づけではなくて。全国の補助金も調べ

てみたが、非常に差があるのです、各県によって。まず、これを各県におろして、県が各地域に配分すると。県の内示額もとりました。県の職員にも小鹿野の実情も話してみました。しかし、基本的には公平に同率でやっている、こういう話であります。しかし、上田知事なら、埼玉県でもこの秩父が住民所得が一番少ないのです。人口も高齢化しております。そして、水道料金も県下でも高いほうなのです。こういうことを切実に上田知事をお願いをすれば、多少の考慮はしていただくとおもうのです。余り大勢で押しかけるとこれは威圧になりますから、首長さんと、そして議員に声をかけていただければ、小菅議長だって、議長一人が喜んで行くと思うのです。そして、先ほど大野議員が質問したことも、一昨日もきのうも水道局へ行っていろんな話をしているからごちゃまぜなのですが、有収率、水道上げることが第一だと、前にも質問でも言ったと思いますが、大ざっぱなことを言うと、秩父市が漏水する量と4町が各住宅に排出する量と匹敵するような額が失われているのです。また、この問題、大切な問題なのですが、それ以上に家庭を預かる奥さん方は、水がとまると大変なのです。そして、水を使う企業も漏水のために仕事をとまるのです。これは頭でなくて肌でわかるのです、この施策を展開していただければ。今の状況では基盤強化事業と広域化事業を並行して進めると、国がこういうたがをはめるのです。役人は何かをはめたがって言うことを聞かせたがるのです。かく一方では、裁量権を地方に持たせるなんてうまいことは言いますよ。久喜市長さんになって水道問題を一生懸命やっていただいて、そして秩父の統合も水道やっていただいて、お骨折りで漏水が少なくなったと。こうなれば女性の奥さんは体でこれを実感すると思うのです。頭でなく体で実感してもらうことも行政にとって必要なものでぜひとも、これ要望するに経費が多大にかかるのなら私も余り無理なことは言いません。ガソリン代ぐらいで済むのです。管理者にぜひ行っていただきたく、最後のお願いの答弁をいただきます、この件について。

**議長（小菅高信議員）** 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

**久喜邦康管理者** 神田議員のご指摘のとおりさせていただきますので、そのようにご理解いただきたいと存じます。

**議長（小菅高信議員）** 先ほど来、神田議員の情熱は皆さんにびんびん伝わっていますので、4点目以降、論点を整理して議事進行にご協力いただきたい。言いたいことを言ってください。

15番、神田議員。

**15番（神田 武議員）** 私も昼食になったから早く終わらせたいという思いはあるのですが、これ大切な問題なので。この議会会議規則で時間があれば時間守ります。そこをぜひ考慮して、1回簡単に言ったのではだめなのです。再度いろんなことを言ったら、管理者から行きますと明快な答弁いただいたのです。1回で終われば、こんなこと言う必要はないのです。無駄なこと省いて質問に入ります。

次の4点目の水道局の出資債の市町村の負担額の件についてであります。先ほど壇上でも申し

上げたとおりの異常なのです。理事会は全員一致で決まると、こういうことになって、先般の全員協議会においても首長の皆さんは来ておりませんでした。小鹿野町がこの出資債をしないと、こういう説明がありました。議長みずからがこれは合意でないと言断をいたしました。私もこれは合意ではないのです。全部が出してやるということで会議を開いたのです。意見が不一致になったのです。不一致を合意だと、これはまさしく詭弁なのです。この出資債は必要なのです。必要だから出してきて、福島町長も先ほど言ったようにこれ出さなければならない。出せば大きな成果が上がると。この選択の方法、これにも書きましたが、一般会計出資債の効果の検討と出資債の算定方法、これが一般の人には理解されませんよ。統合して一つになったのです。小鹿野の水道の財産も基準も各町村のこれ全くないのです。広域組合の水道局の財産に一本化されたのです。それを運営基盤強化、自分の地域のもの、これは地域が、それと広域にまたがる、この両方を合算して国から起債を起こして、この広域に出資して、まちがこれをなしていくと。しかし、2分の1国庫補助で来るのだから、これやるべきなのです。しかし、この案分方法が問題なのです。財産もなく、こういう理論になると何のために合併したのだと、統合したのだと。小鹿野を例にとれば、小鹿野が借金して、この設備をやるのなら統合しなくてやればいいのではないの、こういう理論にもなるのですよ。こんなことはおかしいというのは、みんな首長さんも知っていると思うのです。しかし、先ほども言ったように高野局長が、担当や各町の首長さんのところをみんな歩いて、何回か歩いて調整したのが、この2案のおかしなことなのです。多分理由は、小鹿野町は更新事業をやらなくて安い料金でやっていて、それでこれから秩父市が一番地域としては更新をやっていかななくてはならないのです、私が見ても。その次、小鹿野なのです。これだけ見ると皆さんはそう思うのです。しかし、小鹿野はこういうポリシーなのです。使えるものは一生懸命使って、金をかけないで安い料金でやっていこうと。そして、合角ダムの買い取り、これも5億円でありました。本来なら企業会計ですから、これはみんな水道事業のほうに借金なしをやらせるのが筋なのですが、一般会計で3分の1の1億6,000万余、一般会計の起債で起こし今もなしているのです。だから、設備の更新はおくれています。ここに各町や市の統合する前の起債残高が一本一本全部載っています。これを見てください。抜群に小鹿野の借金は少ないのです。

(「そうだ」と言う人あり)

**15番(神田 武議員)** 借金を持ち込まないのです。そして、この10年間、秩父市と小鹿野町は抜群に地域の工事をやるようになると思います。しかし、その後は皆さん方の地域でも更新をしなければならなくなるのです、必ず。そうすると、3分の1の国庫補助も、この出資債の2分の1の交付税算入もなくなると思うのです。そして、各地域の水道管を布設がえするようになると思うのです。10年たったからこの積算方法はおしまい。今度はこの1案の案分の方法ということをお願いすると思いますが、10年過ぎても各市や町が負った借金は粛々と返すのです。そうすると、これ通らないのです。10年たってもこのまま引き継いでおるのです。新しい首長さんや幹部の職員が来て、何

であるとき統合したのに、こんなおかしな、最近の言葉で言うとレガシー、遺産を残してくれたのだと、こうなると思うのです。だから、今はうちのほうの町は得だとか損だとか、そうではなくて、行政は10年、10年後も捉えて、幾ら苦しくてもやるのが筋だと思うのです。だから、前回は私のこの議場で言ったと思いますが、小鹿野の住民は、私を見る限り8割ぐらいの人が反対だと思う。

(「そうだ」と言う人あり)

**15番(神田 武議員)** しかし、5年、10年、20年後を考えると統合しきれないのです。だから、今は反対でも、これが大義がないものはだめなのです。私の考えは、こんな出資金の方法は大義がないのです。それで、秩父市におかれましては、28年度予算でも既にこの出資金を独自でやっていたいでいるのです。2億8,000万円ですか、これに対するのは多分。秩父市が1年先行してやっているのですよ。

**議長(小菅高信議員)** 神田議員、申し上げますが、論点を整理して答弁を求めてください。

**15番(神田 武議員)** はい。こんなに秩父市も努力しているのです。だから、5人の首長さんにももう一度考え直して、これを1案にさせていただければ、私は福島町長も出資金を出していただけるものと思っているのです。思っているだけです。だから、ぜひこれを考え直していただけないですか。最後に、この項の管理者にご答弁をいただきます。

**議長(小菅高信議員)** 水道局長。

(高野明生水道局長登壇)

**高野明生水道局長** 神田議員の再質問にお答えいたします。

水道事業の統合、広域化に伴い、平成27年3月31日に取り交わされた覚書によりまして、昨年9月から各市、町首長及び財政担当者への個別説明を行いました。そのご意見を反映いたしました各市、町出資負担額を、11月22日に財政、水道担当者へご説明をさせていただき、意見交換を行っております。この担当者間において出されたご意見を各市、町首長へ報告し、最終的に昨年12月19日の第3回理事会におきまして、出資の方法について全会一致で決定をさせていただいておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

**議長(小菅高信議員)** 管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

**久喜邦康管理者** 多分これが最大の論点になると思います。私も神田議員の言われる1案ということも少し考えたこともございます。ただ、それぞれの1市4町で状況がそれぞれ違っているということで、それを一緒くたにして一つでいくということになりますと、恐らく私は市民からの同意が得られないだろうというふうに思います。やはり未整備部分に対しては、それぞれの市、町の責任の中で行うべきものであり、それに対して出資をしていくということ、それによって料金の高騰を抑えるという、そういうところが本筋ではないかなというふうに思います。ですから、一緒くたにして持っていくということに對しましての1案に対しては、私のほうではそれは了解できないという



ふうに思います。

**議長（小菅高信議員）** 15番、神田議員。

**15番（神田 武議員）** これで3回になったと思うので再質問はできないのですが、ただこれ質問でなくて、もう一つ、5人の首長さんがよく考えていただきたい点をお願いだけしておきます。この案分の方法は、戸数割なのですね。これ年寄りでひとり暮らししている家庭がかなり多くなってきているのです。この人たちは若い者から比べると3分の1ぐらいしか水使わないのです。こういう案分をやるのは何が正しいか。これはいろんな論点があると思いますが、給水量、水をどれだけ使ったか、これで50%、そして戸数で25%、それで人数割が25%、これでもう一回考え直していただければありがたいと、お願いを申し上げます。

次に、5点目の質問であります。民間企業では30億円余も運転資金を抱えてやる企業、それで借金をするなんていうことはあり得ないのです。一般の家庭でもそうです。金があれば、その金を使って、なくなって借金をすると。運転資金が必要でないとは言っていないのですよ。この問題も局長ともさんざんやったわけですが、なかなか理解が得られないのです。この予算書は、みんな頭の中へ入っていますか。28年度当初予算、このときこの資金の期首残高、キャッシュフローでもどこを見てもいいのですが、これが30億3,890万3,000円あって、その当初予算の期末の想定額、これが21億2,061万6,000円、どうしてこういう数字を出してきたのか。まるっきり、この予算のとき質問すればよかったのかもしれませんが、あのときは人員削減のことで私は頭がいっぱいだったので。こんなに減るわけではないのです、私が考えても。水道納付金はたまには払わなくても、大体が入ってきて、年度末で口座に入れなくても、あっても、今度の補正予算、ここでこれが変わってきているのです。3月31日、37億5,917万5,000円、21億円から37億円、どんとはね上がり、今年度の4月の期首から見ても、あのときが30億円、これが37億円になるのです。では、29年度予算の想定はどうかと、これもこの期末が期首になります。だから、37億5,900万円で期末は800万円減ることになっているのです、若干。この資金フローは、大きな借金ができない限りは減らないのですよ。だから、困らない程度に運営できる資金を残して、借金をしないで4条会計に入れて工事やれば利息も払う必要はないのです。この特別委員会が水道のこの議会でできたのです。私は、当初入っていないで終わり際に入れさせていただいたのですが、この中にもちゃんと書いてあるのです、いろいろな事項が。ここの点だけ読みますよ。健全経営を維持するための条件、これ3つあります。2番目なのです。運転資金として一定の内部留保資金を確保すること。運転資金として内部留保金を収益、支出の半分程度を確保するように設定をしたと、この数字が12億円なのです。私が見たって、結構余裕見たって15億円あればやっていけるのですよ。金持っていれば気持ちはいいですよ、これ誰でも。だけれども、借金がそれ以上にあると大変なのです。管理者に、これを減らして民間企業並みの考えでこれだけでもやっていただけるかどうか、最後に質問をして終わります。

**議長（小菅高信議員）** 水道局長。

(高野明生水道局長登壇)

**高野明生水道局長** 神田議員の再質問にお答えいたします。

統合前の各団体から秩父広域水道へ引き継がれた現金預金の中には、まだ特定の用途目的を与えられていない、いわゆる白紙のままの利益である未処分利益剰余金 8 億 545 万 9,471 円が含まれております。この金額につきましては、平成 28 年度当年度純利益と合わせ、平成 28 年度決算認定時に利益処分案を上程させていただき予定となっております。利益処分案といたしましては、各種積立金への積み立てを予定しておりまして、利益処分後であれば、この分については補填財源として使用は可能となります。水道局として補填財源の使用につきましては、現在策定中の経営戦略の中で今後の収支の見通しについても試算しておりますので、その収支の見通しの中で企業債の借入れ予定額についても試算をし、将来の施設更新の財源を確保するとともに、企業債の借入額と補填財源使用額の調整をとりながら、限られた資金の中で有効に活用を図ってまいりたいというように考えております。

以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** 管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

**久喜邦康管理者** 今答弁した内容と全く同じなのですが、そのようなところをできるだけ圧縮しながら、そういうことの中で事業を進めていくという、いわゆる企業家としては当たり前のことだと思っておりますが、そういう方向で進めていきますので、そのようなご理解いただき、またその過程において、いろいろ神田議員におかれましてはチェックをしていただいて、また一般質問等々でお受けいたしますので、その辺のところまたご指導いただきたいと思います。

以上です。

**議長（小菅高信議員）** これにて 15 番、神田議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時 27 分

再開 午後 1 時 10 分

**議長（小菅高信議員）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（小菅高信議員）** これより議案審議に入ります。

議案第1号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(森 真太郎事務局長登壇)

**森 真太郎事務局長** それでは、議案第1号の秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。昨年8月8日に出示されました人事院勧告、また10月20日に出示された埼玉県人事委員会の職員の給与等に関する報告、勧告及び意見で、給料月額、ボーナスともに引き上げ改定、扶養手当の手当額の見直しの勧告が行われたところでございますが、本組合では埼玉県人事委員会勧告に準じまして、一般職職員の給料月額、勤勉手当の支給割合及び扶養手当の手当額の改定をしたいため本条例の改正をしたいものでございます。

改正の内容でございますが、字句の改正に加えまして勤勉手当の支給割合及び給料表を改正し、扶養手当の額を改めるものでございます。一般職職員の勤勉手当の支給割合は、現在6月期、12月期合わせまして100分の160となっております。これを100分の10引き上げまして、年100分の170に、また再任用職員の勤勉手当の支給割合は年100分の75となっておりますが、これを100分の5引き上げまして年100分の80としたいものでございます。また、勤勉手当につきましても、6級以上の職で55歳を超える職員は減額支給措置が適用されておりますが、この減じる額を得るために用いている割合を併せて改めたいものでございます。

給料表の改正につきましては、1級の初任給を1,500円引き上げ、若年層を中心に同程度の改定を行い、その他は400円の引き上げを基本に平均で0.2%の改定をしたいものでございます。

議案第1号の参考資料(第1条関係)、秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例新旧対照表をごらん願います。まず、ただいま申し上げましたように字句の改正と年間の勤勉手当支給割合を引き上げるため、第16条7の規定の一部を改め、平成28年の支給割合を12月期の勤勉手当で調整し、一般職職員の勤勉手当の支給割合を100分の80から100分の90に、再任用職員の支給割合を100分の37.5から100分の42.5にしたいものでございます。また、制定附則第10項で定める55歳を超える職員に対する減額支給措置の割合を、12月に支給する場合においては100分の1.35と100分の90にしたいものでございます。給料表につきましては、ただいまご説明申し上げました改定額、改定率による改正を行いたいというものでございます。

次に、議案第1号参考資料(第2条関係)をごらん願います。改正条例の第2条では、まず第8条の扶養手当の月額を配偶者、満22歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある孫、満60歳以上の父母及び祖父母、満22歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある弟妹、重度心身障害者は1人につき6,500円、行政職給料表の8級職員は、それぞれ1人につき3,500円、満22歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある子は、1人につき1万円としたいものでございます。現在の

扶養手当は、配偶者が月額1万3,000円、子、父母等が1人につき6,500円となっておりますが、埼玉県では国家公務員に準じて扶養手当の見直しを行うため、国、県に準じて配偶者に係る手当額を引き下げるとともに、子に係る手当額を引き上げるものでございます。

また、一定以上の給与水準にある職務の級にある職員については、子以外の扶養親族に係る手当額を引き下げることとしていることから、本組合においても埼玉県と同様に8級の職員の手当額を引き下げるとともに、子に係る手当額を引き上げるものでございます。

なお、手当額につきましては、平成29年度から段階的に引き上げ、引き下げを行いまして、平成29年度は配偶者1万円、子1人につき8,000円、父母等1人につき6,500円、職員に配偶者がいない場合は、子1万円、父母等9,000円、平成30年度は配偶者6,500円、配偶者の有無にかかわらず子1万円、父母等6,500円、平成31年度から本改正による手当額、配偶者6,500円、8級職員3,500円、子1万円、父母等6,500円、8級職員、8級職3,500円とする特例措置を附則で制定したものでございます。

また、8級の職員の手当額を引き下げることから、第9条において支給額の改定等に係る規定の改正を行い、第16条の7の規定の一部を改め、平成29年以降の勤勉手当の支給割合を6月期、12月期とも同率の100分の85と100分の40に、減額の割合を100分の1.275と100分の85にしたいものでございます。

なお、本条例の規定の適用につきましては、第1条の規定による改正後の秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の規定は平成28年4月1日から、第2条の規定につきましては平成29年4月1日からとしたいものでございます。

以上で議案第1号の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**議長（小菅高信議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番、齋藤議員。

**5番（齋藤捷栄議員）** 5番の齋藤です。ただいま説明を受けました。給料表などについてはおおむね上昇しているところでありますけれども、一部扶養手当等については減額という条項もあるようであります。そこで伺いたいのですが、具体的に、こういう表現が適当であるかどうかはともかくとして、現実に不利益をこうむる職員が存在するのかどうか。するとすれば、その内容についてはどのようになっているのかが1点。

もう一点は、これ1号だけではありません。1号、2号、3号について共通して伺ってしまいましたと思うのですが、当組合には職員組合は存在しないというふうに私は認識をしております。その認識に間違いがないかどうかを確認すると同時に、職員組合がないとすれば当然職員組合との協議というのは行われたいということになるわけでありますが、何らかの形で職員との協議は必要では

ないかとも考えられます。そのような協議がされたのかどうなのか、これについて確認をしておきたいと思います。

以上です。

**議長（小菅高信議員）** 管理課長。

（富田豊彦専門員兼管理課長登壇）

**富田豊彦専門員兼管理課長** ただいまの斎藤議員さんのご質問ですけれども、まず扶養手当の見直しにより影響を受ける職員ということですが、これは存在いたします。各会計ごとにちょっと申し上げますと、一般会計の職員ですけれども、これは配偶者を扶養親族とする職員が81人おります。そのうちの46人が減額という形になってまいります。それから、水道事業会計、こちらは配偶者を扶養親族とする職員が24人おまして、そのうちの13人が減額という形になります。

それから、2つ目の職員組合があるのか、またない場合は、その協議をどういうふうに行っているのかということですが、まず水道事業の経営に関する事務の開始に伴いまして、秩父広域市町村圏組合職員労働組合が発足したと聞いております。地方公務員法の規定による組合でないことですので、公平委員会への登録はされておきませんので、労働組合の規約、役員名簿等をいただきたい旨お願いはしてありますが、いまだいただいております。ですので、労働組合の詳細につきましては承知し切れておらないところがございますが、しかしながら地方公営企業等の労働関係に関する法律を踏まえまして、1月31日に執行委員長、それから副執行委員長、書記長に対して、今回の給与改定、それから勤務条件の改定の説明を行ってございます。

以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** ほかに質疑のある方ございますか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（小菅高信議員）** 以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（小菅高信議員）** 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論される方はございますか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（小菅高信議員）** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長（小菅高信議員）** 起立総員であります。

よって、議案第1号は原案どおり可決することに決しました。

○議案第2号及び議案第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（小菅高信議員）** 次に、議案第2号及び第3号を一括して議題といたします。

当局の説明を求めます。

事務局長。

(森 真太郎事務局長登壇)

**森 真太郎事務局長** 議案第2号の秩父広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の12ページをお開きください。本条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が行われまして本年1月1日に施行されたこと、また人事院勧告、埼玉県人事委員会勧告においても働きやすい職場づくりとして仕事と家庭の両立支援制度の充実の一つといたしまして、育児休業制度の拡充等が挙げられていることから、このたび改正をしたいものでございます。

改正の内容でございますが、字句の改正に加えまして、育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加えるものでございます。

議案第2号参考資料、秩父広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第1条関係）をごらん願います。まず、第1条関係では、新たに第2条の2として、育児休業法第2条で定めることとされたものを児童福祉法第6条の4第2項に規定する養育里親である職員に、同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とすることを定めるものでございます。

また、育児休業の対象となる子の範囲を改めることから、育児休業の承認に係る特別の事情を定めている条例第3条及び育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別の事情を定めている第10条の規定を改め、秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴い、条例第21条の規定を改めたいものでございます。

次に、議案第2号参考資料（第2条関係）をごらん願います。改正条例の第2条では、児童福祉法第6条の4の改正規定が平成29年4月1日から施行されることから、法改正に即した条文とするための改正を行いたいものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行し、第2条の規定につきましては平成29年4月1日から施行したいものでございます。

引き続きまして、議案第3号の秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の14ページをお開きください。本条例につきましては、育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正が行われまして、本年1月1日から施行されたこと、また育児休業条例と同じく人事院勧告、埼玉県人事委員会勧告において、仕事と家庭の両立支援制度の充実の一つとしまして、介護時間の新設が挙げられていることから改正をしたいものでございます。

改正の内容でございますが、字句の改正に加えまして、養育する子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子とを、また新たな休暇として介護時間を加え、介護休業の分割取得ができるようにしたいものでございます。

議案第3号の参考資料、秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例新旧対照表（第1条関係）をごらん願います。まず、第1条では、2ページの第8条の3第1項及び第2項の子の中に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加え、第8条の4第4項で規定している介護を行う職員の読みかえ規定を改め、第11条の休暇の種類に介護時間を加えるとともに、第15条で介護休暇の分割取得を、第15条2として新たに介護時間の制度を規定するものでございます。介護休暇は、現行の規定ですと介護を必要とする一つの継続する状態ごとに連続する6月の期間内でございますが、改正によりまして介護を必要とする一つの継続する状態ごとに3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲内で指定する期間となります。また、介護時間は、介護休暇とは別に連続する3年の範囲内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務をしないことができることとなります。

次に、議案第2号参考資料（第2条関係）をごらん願います。第2条では、児童福祉法第6条の4の改正規定が平成29年4月1日から施行されることから、本条例におきましても法改正に即した条文とするための改正を行うものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行し、第2条の規定につきましては平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第2号及び議案第3号の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしく願います。

**議長（小菅高信議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（小菅高信議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案第2号及び議案第3号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議題となっております2件の議案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

**議長(小菅高信議員)** 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論される方はございますか。

(「なし」と言う人あり)

**議長(小菅高信議員)** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

まず、議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(小菅高信議員)** 総員起立であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(小菅高信議員)** 総員起立であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長(小菅高信議員)** 次に、議案第4号を議題といたします。

当局の説明を求めます。

事務局長。

(森 真太郎事務局長登壇)

**森 真太郎事務局長** 議案第4号 平成28年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2回)につきましてご説明申し上げます。

お手元の補正予算書1ページをお開きください。第1条にあるとおり、現計予算額42億179万8,000円から歳入歳出1,298万1,000円の減額補正を行いまして、補正後の予算額を41億8,881万7,000円としたいものでございます。

それでは、歳入歳出補正の内容につきまして、事項別明細書でご説明申し上げます。8ページ、9ページをお開きください。まず、歳入でございますが、第1款分担金及び負担金、第6目特別負



担金を4,000円減額し、補正後の額を5,222万3,000円としたいものでございます。この特別負担金の地方交付税の算入分の額が確定したことによるものでございます。

第5款の財産収入、第1目物品売払収入を4万8,000円増額し、補正後の額を補正額と同額の4万8,000円としたいものでございます。これは秩父クリーンセンターの機器等の整備に伴い、交換部品等のスクラップ材を売却したものでございます。

次に、第8款諸収入、第1目雑入を1,302万5,000円減額し、補正後の額を9,729万5,000円としたいものでございます。これは秩父環境衛生センターの有価物売却代が市況の値下がりに伴い1,029万8,000円減額したこと、また秩父クリーンセンターの売電収入が313万4,000円減額することによるものでございます。

歳入合計で1,298万1,000円の減額補正になります。

次に、10、11ページをお開きください。歳出でございます。第2款総務費、第1目一般管理費につきましては、76万円増額し、補正後の額を1億983万9,000円としたいものでございます。

ただいま議案第1号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をご可決いただきましたが、給与改定に伴う給料、職員手当等及び共済費の人件費に係るものでございます。給与改定に伴う一般会計職員200人の人件費の増額分は1,034万5,636円になります。現計予算額で不足いたします851万7,000円が、各費目を合計した人件費の補正額となるものでございます。

次に、第3款民生費、第1目介護認定審査会費につきましては、第1節給料、第3節職員手当等及び第4節共済費合わせまして20万6,000円増額し、補正後の額を5,113万4,000円とし、第2目自立支援審査会費は、3節職員手当等、第4節共済費合わせまして5万5,000円増額し、補正後の額を1,168万1,000円としたいものでございます。

第4款衛生費、第4目斎場費につきましては、1,756万9,000円減額し、補正後の額を12億2,285万4,000円としたいものでございます。第2節給料、第3節職員手当等及び第4節共済費の増額のほか、新火葬場整備に伴う火葬受付システム構築業務委託料、庁用備品、霊柩車の入札による予算との契約差額等を減額したいものでございます。

第4款衛生費、第1目清掃総務費につきましては、325万5,000円減額し、補正後の額を5,452万円としたいものでございます。需用費では、指定ごみ袋の製作費用を360万円減額し、委託料では廃棄物処理手数料収納委託料を34万5,000円を増額したいものでございます。

次に、12、13ページをお開きください。第2目クリーンセンター費につきましては、2,575万6,000円減額し、補正後の額を5億2,003万5,000円としたいものでございます。第2節給料、第3節職員手当等及び第4節共済費のほか、第11節の需用費ではクリーンセンターで使用する消石灰の減少に伴い、消耗品費を180万9,000円減額、燃料費を106万7,000円減額、蒸気タービンの発電に伴う主要電力量の減少と契約単価の引き下げによる本体施設電気料1,408万9,000円を減額し、これらを合わせ

まして1,696万5,000円を減額したいものでございます。また、第13節の委託料、第15節の工事請負費、第18節の備品購入費では、入札による予算との契約差額等をそれぞれ減額したいものでございます。

第3目環境衛生センター費につきましては、63万4,000円減額し、補正後の額を1億5,731万円としたいものでございます。第3節職員手当等及び第4節共済費の増額、第11節需用費の減額によるものでございます。

第5款消防費、第1目常備消防費につきましては、325万2,000円減額し、補正後の額を13億6,286万9,000円としたいものでございます。第2節給料、第3節職員手当等、第4節共済費のほか第9節旅費、第11節需用費、第12節役務費、第13節委託料の補正を行いたいものでございます。

続きまして、14、15ページをお開きください。第13節の委託料は864万7,000円の減額となりますが、これは高機能消防指令センター実施設計業務委託が入札により安価でできたことが大きな要因となっております。

第6款公債費、第2目利子694万5,000円を減額し、補正後の額を1,487万3,000円とするものでございます。これは借り入れ利率が低利だったこと、そして一部計上誤りがありましてこういったことになっております。計上誤りにつきましてはおわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

第8款予備費、第1目予備費につきましては、4,340万9,000円増額し、補正後の額を2億183万1,000円としたいものでございます。これにつきましては翌年度の財源とさせていただきたいと存じます。

歳出合計につきましても、歳入合計と同額の1,298万1,000円の減額補正となります。

以上で議案第4号の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**議長（小菅高信議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

4番、木村議員。

**4番（木村隆彦議員）** 4番、木村でございます。3点ほど質問させていただきます。11ページになります。4款1項4目の斎場費の13節の委託料なのですが、ここで秩父斎場駐車場案内業務委託料、それからその次の秩父斎場パンフレットデザイン及び作成業務委託料、それから3番目といたしまして近隣住宅網戸修理委託料、この3点についてご説明をお願いいたします。

**議長（小菅高信議員）** 業務課長。

（森下今朝八郎業務課長登壇）

**森下今朝八郎業務課長** 4番、木村議員のご質問にお答えします。

斎場駐車場案内業務委託料ですけれども、10月から新斎場で業務しておりますけれども、駐車場

のところが今工事中でして、大変駐車場が狭くてご迷惑をおかけしています。アンケートもとっているのですが、大変不便だという声も多いです。葬祭業者さんがすごく協力的でバスを何台も用意してくれて、皆さんバスで来てもらえるので今のところトラブルは起こっておりませんが、トラブルを未然に防ぐという意味でシルバーさんの交通誘導員をお願いしたところでございます。

それから、パンフレット、新斎場の内覧会を行ったときはなかったのですが、案内をするという意味でパンフレットを置いてくれという声も、やはりアンケートなどでも出されておりました。案内するという意味でパンフレットを作成したいということでございます。

それと網戸です。これは近隣住民の方の、これ旧斎場のときに黒煙とにおいがひどくて網戸の修理を、13組というのですが、地元の隣組なのですが、その希望をとりまして希望者には網戸を補修させていただくということでやっておるお金でございます。

以上です。

**議長（小菅高信議員）** 4番、木村議員。

**4番（木村隆彦議員）** 駐車場の関係はわかりました。補正で今出てくるのかなというのは、ちょっとという感じもしますけれども。

あと、それからパンフレットなのですが、これ式場内において配布されるのか。それともその他の場合にも配布されるのか、伺いたいと思います。

それから、もう一点の網戸修理業務委託料、これ新たに斎場ができて、予算書にもこの網戸の改修の費用が出ているのですが、新斎場になってもやっぱりその辺は必要なのかどうか、改めて伺います。

**議長（小菅高信議員）** 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

**森 真太郎事務局長** パンフレットの関係でございますけれども、これにつきましては、ご来客のお客様初め今後の視察対応ですとか、また3月19日に竣工式典等も予定しておりますので、そういったときの資料としても使わせていただければと思っております。

また、近隣住民の網戸の関係でございますけれども、これにつきましては過去の年度にも既に実施したことがございまして、時期をずらしてやってもらいたいということで今回またやるわけでございます。新しくなりましたら、これにつきましては黒煙等出ないということで、公害防止のしっかりした施設でございますので、新しくなってからは行わないということで考えております。

**議長（小菅高信議員）** ほかに質疑はどなたかございますか。

5番、斎藤議員。

**5番（斎藤捷栄議員）** 5番、斎藤です。何点かお伺いをしたいと思います。まとめて行います。説明書の8、9ページ、8款2項1目1節、有価物売却代1,029万8,000円の減額となっております。

これは先ほど説明がありました、市況の値下がりによるものだということでもありますけれども、この推移を見ると27年度決算では5,302万円あるのです。そして、28年度当初予算額でも4,300万9,000円あるのです。それが今回の補正で3,271万1,000円となるわけでありまして、全体決算額比率では何と2,040万9,000円、率にして61.7%の非常に高い率での減額となっています。これは単に市況の値下がりというだけで済むのかなと。説明としては市況の値下がり、それだけなのかなと思います。もう少し加えて説明をいただければというふうに思います。

それから、2つ目ですが、この2つ目は中が幾つかに分かれています。当初予算比で高い比率の減額補正が非常に今回の補正は目につきます。中で取り分けて幾つか指摘をいたします。11ページに、4款1項4目13節、火葬受付システム構築業務委託料、これが834万9,000円の減額となっていますが、これ実は当初予算982万円です。したがって、83%の減額になります。この理由、単純に安価に入札がされたからというふうなことでは済まないだろうと、この率になると思いますので、きちんとやっぱり説明をしてほしい。

同じページ、14節です、4款1項4目14節の火葬受付システムクラウドサービス使用料は、当初の38万9,000円に対して74.3%、13ページ、4款2項2目11節の光熱水費は、当初予算に比べて60.6%、同じページ、18節のホイールローダ購入費は、当初予算比で39.2%、15ページの6款1項2目23節、斎場建設事業債は、当初予算比63.6%、ごみ処理施設整備事業債は、当初予算比57.8%、これはちょっと説明があったようですけども、そういうふうに非常に高い比率で減額をされています。きわめつけは15ページの5款1項1目13節、高機能消防指令センター実施設計業務委託料です。当初予算額は817万円です。これが808万3,000円減額。つまり98.9%もの減額ですよ。ほぼこれ全額補正と言ってもいいのだろうと。これが入札が安価で済んだなんていう説明では到底納得がいかない。こういうことになると予算に対する信頼を損ねる事態とも言えるわけでありまして、この減額補正の理由について、それぞれ説明を願いたいと思います。

**議長（小菅高信議員）** 環境衛生センター所長。

（原島 健秩父環境衛生センター所長登壇）

**原島 健秩父環境衛生センター所長** ただいまご質問のうち有価物の売却代の減額の要因についてお答え申し上げます。

平成27年度から鉄スクラップ市況の急落が起きまして、市況の減額が現在でも続いているところでございます。それから、古紙類の、これ紙類の搬入量の減少、それから布、衣類の需要の低迷から買い取り価格の下落が続いておりまして、いずれも取引価格の低迷が続いているということが要因でございまして。28年度、先月29年1月までの実績を申し上げますと、金属類全体の売り払いの重量の率でございまして、これ73.1%執行しております。これに対しまして収入の率でございまして、若干市況が回復しているスチール缶を除きまして、収入率が約43.3%になっております。それから、古紙、衣類につきましても、売り払いの重量の率でございまして69.3%。これに対して収入の率で

ございますが、34.1%と低迷が続いているということが要因でございます。

以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** 業務課長。

（森下今朝八郎業務課長登壇）

**森下今朝八郎業務課長** 続きまして、火葬受付システム構築業務委託料の減額について説明させていただきます。

これは平成28年度当初予算の計上に当たりまして、インターネットでの予約が主なのですけれども、それに併せて電話の自動音声ガイダンスによる予約、これもできると、両方ができるという、そういう受け付けシステムを想定しまして見積もりをとったり仕様書をつくったりして予算計上いたしました。その後、平成28年度なのですけれども、葬祭業者さんとよく話し合いを行う中で、電話はそれほど使わないのではないかという話がありまして、自分たちもそういうふうに判断いたしまして、仕様から電話の自動音声ガイダンスという部分を削除いたしました。その仕様で入札にかけましたので安価に、競争も行われているのですけれども、仕様が違うということでございます。

それから、火葬受付システムクラウドサービス使用料でございますが、これも当初予算の計上に当たりまして、もう1月にはこのシステムを構築してもらって、1月、2月、3月と職員とか業者が練習をして訓練したいと思って、そういう見積もりで予算計上いたしましたけれども、この業者さんたちと話し合う中で3月からでいいでしょうと、大丈夫、十分間に合いますよということで3月からクラウドサービスを使うということで、3カ月が1カ月になったということで約3分の1になってしまったということでございます。

以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** クリーンセンター所長。

（野澤好博秩父クリーンセンター所長登壇）

**野澤好博秩父クリーンセンター所長** 続きまして、説明書13ページ、クリーンセンター費の第11節需用費のうち光熱水費1,408万9,000円の減額理由でございますけれども、光熱水費につきましては予算の91%がクリーンセンターの本体施設の影響でございます。今回の減額補正につきましては、主にこの本体施設の電気料を減額するものでございまして、現在クリーンセンターにおきましては、蒸気タービン発生設備の稼働によりまして設備の運転中は場内の全ての電力を賄っているという状況でございます。これにより発電設備が故障やトラブルがなく順調に稼働できたことにより、購入する電力が当初の見込みよりも少なく必要最小限で済んだこと、また購入電力につきましては、昨年7月より入札で落札した小売電気事業者であります日立造船から電力を購入しておりまして、それまで契約していた東京電力と比較し、本年1月までの7カ月間の実績で約270万円安く購入できたことが主な理由でございます。

続きまして、同ページのクリーンセンター費、第18節備品購入費、ホイールローダ215万7,000円

の減額理由でございますけれども、ホイールローダの購入につきましては、該当業者によります指名競争入札を実施した結果によりまして不用額を減額するものでございますが、入札に当たり既存のホイールローダを下取の内容となっており、この下取り価格が当初予定していた金額を大きく超える価格となったことから不用額がふえる結果となっております。

以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** 管理課長。

（富田豊彦専門員兼管理課長登壇）

**富田豊彦専門員兼管理課長** それでは、私のほうからは、14ページ、第6款公債費、第2目利子の減額理由ということでお話をさせていただきたいと思っております。

まず、斎場建設事業債、こちらにつきましては、平成27年度借入れ分の利子、これは予算計上時のときは1%で利子を計上してございましたが、0.34%で借入れができたことによるものでございます。その分を減額するというものです。

それから、ごみ処理施設整備事業債、こちらにつきましては、事務局長からの議案説明にもありましたように、計算書から転記する際に計上誤りをしたものでございます。こちらにつきましては、今後確認を徹底してそういうことが起こらないようにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

**議長（小菅高信議員）** 消防長。

（坂本哲男消防長登壇）

**坂本哲男消防長** 斎藤議員さんの質問にお答えします。

高機能消防指令センター実施設計業務委託料についてですけれども、指名競争入札を行った結果、予想外の非常に低い価格での入札結果となってしまったため大きな減額補正となりました。低価格入札となった理由としては、業務委託にかかわる入札では、建設工事にかかわる入札のように最低制限価格を設けていないこと、落札者の東鳳電通設計事務所は、主に東北地方の岩手県、青森県、福島県、秋田県、宮城県において指令センターや消防救急デジタル無線の実実施設計業務、施工監理業務を受託している業者であり、入札当時は関東地方での実績がないため、実績をとるため、このような低価格で落札したものと思われま。

なお、前年度高機能消防指令センター実施設計業務委託料については、予算立てするに当たっては、参考見積もりを聴取するなどして予算計上いたしました。

以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** 5番、斎藤議員。

**5番（斎藤捷栄議員）** それぞれ答弁いただきました。なるほどと思う部分もありますけれども、いづれにしても98.9%の減額というのはこれちょっと、さまざまな理由はあると思っておりますが、伺った

とおり、入札が安価でできたということが原因のようでありまして、こうなるとやっぱり予算積算に問題があると言わざるを得ないということになりますので、今後そこら辺のところを留意をしていただくようお願いをして質問を終わります。

**議長（小菅高信議員）** 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

**久喜邦康管理者** 私も今回事前に見させてもらって、その減額のことが大きいなという印象は、議員と同じように持ちました。やはり積算の甘さというか、その辺が指摘できるのではないかなと思うし、またそれぞれの購入するのも金額も相当高いものですから、きちんと調査をして、そういう中でこちらのほうとしても予定価格というのを設計しなければいけないというところで、その辺の設定に少し甘さがあったというふうに思います。今後こちらのほうもよく見て、このようなことのないように、本当は減額ですからうれしいことなのですけれども、でも積算の甘さということは注意しなければいけない、指摘しなければいけないということを思います。今後指導してまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

**議長（小菅高信議員）** ほかに質疑ありますか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（小菅高信議員）** ほかに質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（小菅高信議員）** 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（小菅高信議員）** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（小菅高信議員）** 起立総員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

○議事日程の順序の変更の決定

**議長（小菅高信議員）** ここで審議の都合上、日程を一部変更したいと思いますので、お諮りいたします。

日程の順序を変更し、議案第6号 平成29年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算を先に審議することにしたいと思います。これにご異議ございますか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（小菅高信議員）** 異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、議案第6号 平成29年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算を先に審議することに決しました。

○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（小菅高信議員）** 議案第6号を議題といたします。

当局の説明を求めます。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

**森 真太郎事務局長** 議案第6号の平成29年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

平成29年度の予算編成に当たりましては、組合の共同処理する事務事業が広域的に行うことで、より経済的かつ効率的な執行が求められているものであることを踏まえ、組合を構成する市、町において厳しい財政状況が続く中で、構成市、町の負担金が主たる財源である本組合の財政運営においては、こうした市、町の財政状況を十分に勘案いたしまして歳出の削減また抑制に努めることといたしました。予算編成方針といたしましては、主要事業に位置づけるもの、人件費及び公債費を除き、昨年度に引き続き前年度予算額に対し1%削減を目標とし、必要に応じまして各課所間で調整をいたしました。なお、主要事業には高機能消防指令センター総合整備事業を位置づけたところでございます。それから、主要事業及び義務的経費を除く経常経費に係る市、町負担金につきましては、前年度予算額を超えることのないように調整することとございます。そして、コスト削減を図りつつも費用対効果を勘案し、圏域住民の視点に立った住民満足度の向上に努めること。そして、予算要求にありましては、平成28年度契約額を基準に適切に積算すること等を定めまして、予算書を編成したところでございます。

お手元の予算書3枚目になりますけれども、平成29年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出予算額一覧表にございますとおり、平成29年度予算額の総額を34億3,480万4,000円、前年度予算額に対しまして6億4,056万円の減額、率にいたしまして15.72%の減としたところでございます。減額の大きな要因につきましては、新火葬場建設工事が完了することによるものでございます。



それでは、内容につきましては、歳入歳出の事項別明細書でご説明申し上げます。12、13ページをお開きください。まず、歳入でございます。第1款の分担金及び負担金でございますが、節に定める区分の10の負担金額の合計で26億1,678万9,000円で、前年度と比較いたしまして105万6,000円の減額、率にいたしましては0.04%の減でございます。歳入全体に占める割合は76.19%になります。ご案内のように市、町負担金は組合同約に定める負担基準に従って納めていただいているものでございまして、負担金の積算基礎につきましては確定数値を使用しております。負担金明細書につきましては、予算書42ページに記載してございますので、後ほどご確認をいただければと思っております。

次に、第2款の使用料及び手数料の第1項使用料、第1目衛生使用料は2,713万円で、これは火葬場、霊柩車使用料でございます。火葬場使用料及び霊柩車使用料につきましては、昨年7月定例会でご可決いただきました秩父斎場条例で規定いたします金額をいただくことになるため、前年度と比較いたしまして1,478万9,000円増額となるものでございます。

次に、第2項手数料、第1目清掃手数料は2億3,838万3,000円で、主なものはごみ処理施設持ち込み手数料や有料指定ごみ袋手数料の廃棄物処理手数料でございます。

第2目の消防手数料は150万5,000円で、危険物や火薬類、煙火消費手数料でございます。

次に、第3款の国庫支出金は1,068万2,000円で、災害対応特殊消防ポンプ自動車整備に係る緊急消防援助隊設備費補助金でございます。

次に、第4款の財産収入は153万9,000円で、土地貸し付け及び建物貸し付けに係るものでございます。

14、15ページをお開きください。次に、第5款の繰越金は1億円でございます。これは平成28年度予算の予備費、現計予算額の不用額を新年度の繰越金として計上いたしまして、歳入財源とさせていただきます。

次に、第6款の諸収入、第1項組合預金利子は30万円で、これは余裕資金の運用に伴うものでございます。

同款第2項雑入は8,607万6,000円でございます。秩父環境衛生センターの有価物売却代を3,183万5,000円、秩父クリーンセンターの売電収入を5,034万1,000円計上いたしました。本組合の自主財源は、火葬場、霊柩車の使用料、それから廃棄物処理手数料、それと有価物売却代、売電収入が主なものでございます。引き続き安定した発電等に努めまして、貴重な財源として有効に活用してまいりたいと考えております。

次に、第7款の組合債は3億5,240万円で、これは高機能消防指令センター総合整備事業及び災害対応特殊消防ポンプ自動車整備に係るものでございます。

次に、16、17ページをお開きください。歳出でございます。まず、第1款議会費は285万6,000円で、これは議員報酬や調査旅費、会議録調製委託料などが主なものでございます。

次に、第2款の総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は1億646万3,000円となり、前年度と比較いたしまして339万4,000円の減額となります。職員10人分の人件費が主なものでございまして、そのほか各システムの維持管理等に係る費用でございまして。

次に、18、19ページをお開きください。第2目公平委員会費は4万8,000円でございまして。

第2項監査委員費は19万9,000円でございまして。

第3款の民生費、第1項福祉費、第1目介護認定審査会費は5,237万8,000円でございまして。これは介護認定審査委員会委員の報酬や職員人件費、認定審査会システムに係る電算機の借り上げ、ネットワーク通信代が主なものでございまして。

次に、20、21ページをお開きください。第2目自立支援審査会費は1,162万8,000円でございまして。これは自立支援審査会委員報酬や職員人件費が主なものでございまして。

次に、第4款の衛生費、第1項保健衛生費の第1目結核予防費は1,829万5,000円でございまして。この事業は、圏域住民を対象としたエックス線検診車による撮影業務やフィルムの読影業務を秩父郡市医師会に委託して実施しているものでございまして。

次に、第2目循環器検診費は705万円でございます。この事業は、圏域内市、町の小学校、中学校の児童生徒の心臓検診業務を秩父郡市医師会に委託して実施をしております。

次に、第3目救急医療施設費は5,512万7,000円でございまして。これは休日などの初期救急医療体制を確保するため、休日診療所、在宅当番医制、小児初期救急運営事業を秩父郡市医師会に委託して実施する委託料が2,016万7,000円と、二次救急医療体制としまして年間を通じ毎日の夜間及び日曜日、国民の祝日等の救急患者の受け入れ体制を整備するため、病院群輪番制度へ参加する3病院、これは秩父市立病院、秩父病院、皆野病院へ補助金を3,496万円支出するものでございまして。

次に、第4目斎場費は1億1,591万6,000円で、前年度予算額に対しまして11億2,445万5,000円の減額となっております。新火葬場建設工事が平成28年度で完了いたしますので、平成29年度は新火葬場の管理運営に係る経費を予算計上させていただきました。新火葬場では公害防止装置の設置や全館空調から電気代などの増嵩によりまして、維持管理経費が旧火葬場に比べまして増加するというものでございまして。

次に、22、23ページをお開きください。第11節の需用費の燃料費は、火葬燃料が従来の重油、軽油からLPガスになったことから削減することができまして557万9,000円の予算計上となりましたが、光熱水費につきましては、電気代の増額によりまして1,446万9,000円の予算計上とさせていただきました。

第13節委託料でございましてけれども、建設工事の完了により工事監理業務委託料等の計上がなくなりましたので、前年度に対して減額した予算となっておりますが、火葬炉運転業務委託料、動物炉、人体炉のばいじん及び塩化水素等の測定業務委託料などの委託料につきましては、前年度に対しまして増額で予算計上させていただきました。

次に、第2項清掃費、第1目清掃総務費は5,855万2,000円でございます。主な経費は、有料指定ごみ袋の製作代経費やごみ袋の販売店の収納委託料でございます。

24、25ページをお開きください。次に、第2目クリーンセンター費は5億3,962万5,000円でございます。秩父クリーンセンターの蒸気タービン発電設備につきましては、定期的な法定点検が義務づけられておりまして、委託料に1,836万円を計上させていただきました。

なお、秩父クリーンセンターで使用する電気につきましては、入札を行い、小売電気事業者の日立造船株式会社から購入いたします。売電につきましても、入札によりまして日立造船株式会社へ行いまして、経費の削減と財源確保に努めておるところでございます。

次に、26、27ページをお開きください。第3目環境衛生センター費は1億5,638万6,000円でございます。職員人件費、施設の維持管理に係る薬品等消耗品費や修繕料、廃棄物の資源化に係る委託料などが主なものでございます。

28、29ページをお開きください。委託料のうち廃棄物受け入れ管理資源化業務委託料は8,488万8,000円となっております。この委託業務につきましては、センター内のストックヤードの管理や秩父リサイクルセンターでの資源化業務などを秩父リサイクル事業協同組合に委託して実施しているものでございます。

なお、秩父環境衛生センターの最終処分場につきましては、平成31年度末までの県知事の使用許可となっております。平成27年度に実施した最終処分場の浸出水処理施設機能検査報告書により、さらなる許可更新に向けた施設の整備を今後進めてまいりたいと考えておるところでございます。

第4目廃棄物収集費は1億8,792万円でございます。これは可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの収集業務に係る委託料でございます。

次に、第5款の消防費でございます。18億3,887万4,000円で、前年度比4億7,167万4,000円の増額でございます。消防職員数168人に係る人件費が12億1,440万9,000円で、常備消防費の66%となります。消防力の基本は人員であることから、このような大きなウエートを占めておるところでございます。

30、31ページをお開きください。平成29年度に高機能消防指令センター総合整備事業を主要事業として行うこととしてございますが、この事業に係る予算を第11節需用費の修繕料、第13節委託料、第15節工事請負費にそれぞれ計上させていただき、総額で4億4,604万9,000円の事業費となっております。平成28年度で実施設計を行っておりますので、この設計をもとに事業を実施したいものでございます。

次に、32、33ページをお開きください。第18節備品購入費では、歳入で申し上げました災害対応特殊消防ポンプ自動車の予算を計上してございます。これは南分署に配備を予定しておりますが、緊急消防援助隊の登録をいたしまして、全国的な大規模災害や特殊な災害が発生したときに地域を超えた消火救急活動に当たるといったものでございます。

次に、34、35ページをお開きください。第6款の公債費、第1目元金は2億3,442万1,000円で、前年度比2,474万9,000円の増額となっております。

第2目利子は1,903万8,000円で、前年度比278万円の減額となっております。これは火葬場建設事業債、ごみ処理施設整備事業債、消防施設整備事業債、消防庁舎建設事業債などの元金、利子の償還費でございます。

次に、第7款の諸支出金、第1項基金費、第1目公共施設整備基金費は1,000円を計上させていただきました。これは組合の公共施設整備基金につきましては、新火葬場建設事業等の財源として本年度に基金を全額取り崩し工事代金等の支払いに充てております。最終的に取り崩したものは不用額が発生するため、見込まれるため、基金に積み戻すための予算を予算計上させていただいたものでございます。

次に、第8款の予備費は3,000万円で、前年度と同額を計上させていただきました。

36ページ以降は給与費明細書などがございますが、説明は省略させていただきます。

以上で議案第6号の説明を終了いたします。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

**議長（小菅高信議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

1番、江田議員。

**1番（江田治雄議員）** ただいま説明を受けました。予算書の33ページ、15節の工事請負費、先ほどから話が出ております高機能消防指令センター総合整備事業、これ総額で約4億4,600万円ほどかかる事業と説明がありました。これはざっくりどういうシステムなのか、まずお聞きしたいのですね。

それと、この整備が完了しますと運用上は、できますと業務上どんなメリットが、大きなものがあるのか、1点お伺いします。

それと、もう一点、同じ33ページの下から2行目、無人航空機（ドローン）操縦ライセンス取得負担金ということで32万円計上してありますが、これはある企業から無償でいただいたドローンを有効に活用しようということで、既に訓練も始まっているとお聞きしました。具体的にどのようなライセンスで、何名の方の取得を予定しているのか。

以上2点、お伺いします。

**議長（小菅高信議員）** 指令課長。

（吉岡康明消防本部次長兼指令課長登壇）

**吉岡康明消防本部次長兼指令課長** 1番、江田議員の質問に対してお答えいたします。

高機能指令センターが更新されますと、まず第一に、現在受けています指令装置、指令をつかさどる一番の大事な部分なのですが、現在今一重一本化で、それが1台壊れると使えない状態となっ

ております。それが1台が二重の安全装置になりまして、それを2台置くことによって、119番を受ける大もとの部分が四重化されます。それが最大のメリットだと思います。

それから、今現在消防車がどこにいる、また救急車がどこにいるというところが、GPSの情報によりまして瞬時にわかります。そういう利点もあります。

それから、何が大切かといいますと、今現在AVMという装置がアナログからデジタルになって、現在使われていない状態です。ですから、車の動態管理等を行えていない状態ですが、これがデジタルにすることによって、その問題も解消されると思っています。一番には、指令を今現在より早い時間で出すことができるというメリットが、最大のメリットではないかと考えております。

以上です。

**議長（小菅高信議員）** 警防課長。

（関河幹男警防課長登壇）

**関河幹男警防課長** それでは、私のほうからドローンについての説明をさせていただきます。

昨年10月12日にドローンの寄贈を受けまして、その後、寄贈元でありますエンルート社のインストラクターによる指導によりまして、現在指名職員6名が訓練を実施しているところでございます。予算計上いたしました免許、ライセンスの関係でございますけれども、現在操縦等に関する免許制度というものはございません。ですが、操縦に従事する職員に対する関係法令ですとか操縦技術の向上のため、民間研修所での受講により一定の資格を取得し安全運行に努める予定でございます。

以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** ほかに質疑はございますか。

5番、斎藤議員。

**5番（斎藤捷栄議員）** 5番、斎藤です。何点か伺いたいと思います。久しぶりに広域議会に戻って初めての予算審議となります。初心に戻って質問したいと思います。まず、概括的な質問から入ります。質問は3点あります。1点目は、ページ、附と打ってあるところの2ページ、3ページ、節別分析表でありますけれども、この節別分析表を見ると、構成割合について、この精査をしてみますと、対前年度予算比で3%以上の構成比の増減を示す節が3つあることがわかります。ふえているのは給料と委託料のともに3.3%であります。減っているのは工事請負費で13.28%と、大きく減少しています。これは火葬場建設工事が理由であるということは容易に推察がつくわけですが、ふえている2つの節、給料と委託料について、その要因について説明をしてください。

2つ目、4ページ、5ページ、歳入について、県支出金及び繰入金款が消えています。10ページでは款番号を付さずに記載されています。過去の決算、予算との対比を見る場合でも、款番号などは通して記載すべきであると私は考えますが、費目設定もしないで款番号ごと消してしまった理由、根拠について伺っておきたいと思います。これについては、以前この広域の議員を、お世話になっていたときにも指摘をした記憶があるのですが、予決算の連続性等を含め公会計上の問題の

有無についても併せて伺っておきたいと思います。

3つ目、10ページ、11ページ、歳入では7款組合債と表記をされています。11ページの歳出の部分では、財源内訳として地方債と表記されています。この問題については、やはり整合性を持たせていない理由、根拠について伺っておきたいと思います。

次に、個別質問に入ります。これは6点です。まず、第1点、12ページ、13ページ、1款1項6目1節特別負担金でありますけれども、27年度決算額は7,816万7,000円、28年度予算額は4,748万7,000円、さらに今年度予算額は1,535万9,000円と年度ごとに激減をしています。この理由について説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、2番目、14ページ、15ページ、6款2項1目1節雑入ですが、コミュニティ事業助成金というのが、これ新規計上されています。この内容と入金先について、どこから入ってくるお金で、どういう内容なのか、説明をしてください。

3つ目、同じ雑入ですけれども、27年度決算では86万円、28年度予算では122万円計上されていた送電線下補償料が全く消えています。この理由、根拠について説明をしてください。

4つ目、26ページ、27ページ、4款2項2目13節、焼却灰再資源化処理業務委託料4,855万8,000円と焼却灰運搬業務委託料532万2,000円についてであります。これ27年度決算では5,372万4,000円、28年度予算では5,373万2,000円となっていました。これ見ますと、この2つの委託料を合わせた額になっていたようであります。今年度この委託料、従来合わせていた委託料を2つに分割して表記した理由、根拠について説明をいただきたいというふうに思います。

それから、5つ目、42ページ、負担金明細書であります。以前から他の市、町に比べて少額ながら計上されていた皆野町の結核予防費負担金がゼロとなって、これ28年度予算額もゼロになっていたようでありますけれども、なぜ少額だったのかということも含めてゼロとなった理由、根拠について説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、最後の6つ目ですが、29ページ、消防の問題です。ここに給料が168人というふうになっています。額を伺うわけではありません。前からちょっと気になっておりますが、消防力整備指針から算定した秩父広域のあり得べき消防職員人数について、お示しをいただきたいというふうに思います。

以上です。

**議長（小菅高信議員）** 管理課長。

（富田豊彦専門員兼管理課長登壇）

**富田豊彦専門員兼管理課長** それでは、斎藤議員さんの質問のうち、私のほうから何点か答弁させていただきますと思うのですが、まず初めに構成比の問題でございます。給料、それから委託料が構成割合の大きな動きの中でのこういった要因なのかということでございますが、給料につきましては、前年度0.65%の増、それから委託料につきましては、前年度の予算に対して0.624%の

減ということで、前年度の当初計上予算とほぼ同じような形での予算額となっているかと思えます。それが大きく増減が起きているということですが、本年度の予算につきましては、先ほど来申し上げていますように、火葬場の建設工事が終了したということで大幅な予算の減ということになっておりますので、総額の予算額が下がっているような状況でございます。その中で給料、それから委託料は、前年度と同じような予算額の計上となっているということで、構成が大きくなっているということでご理解を賜ればというふうに思います。

それから、2番目、予算書の4ページ、5ページ、こちらのほうの科目がなくなっているというところからのお話でございますが、県支出金、それから繰越金、こちらにつきましては、予算の編成、予算書の作成を組合で導入しています財務会計システム、こちらのほうで行っている関係から、今回システムからの打ち出しで、こういったような状況が起きているものでございます。斎藤議員さんからのご指摘を受けまして、システムの運用会社にも確認をさせていただいて、修正の必要があれば、そういった対応も考えさせていただきたいというふうに思います。

それから、公会計上のこれら問題の有無ということでございますが、前年度予算に存在した款項目の科目の当該予算に掲げないものを排除科目としてございます。この整理につきましては、款の場合は歳入歳出の末尾に掲げ、当該予算をゼロとすることというふうな取り扱いもございますので、公会計上の問題はないものというふうに考えてございます。

それから、3つ目でございますけれども、10ページ、11ページのところの組合債と、それから特定財源のところの地方債の使い分けでございますが、今後わかりやすい表現となるよう検討させてもらいたいというふうに思います。

それから、4つ目、個別の質問というところに入ろうかと思うのですが、特別負担金の関係でございます。この特別負担金につきましては、平成9年に竣工したこのクリーンセンター建設に伴いまして、借り入れた地方債償還に対しまして地方交付税が導入されておるわけですが、ご案内のとおり当組合は交付税が交付される団体でないことから、秩父市分として秩父市から国に申請されたものを秩父市から組合が受け入れているというようなことで、特別負担金という形のものをとらせていただいています。それと、もう一つが、定住自立圏の特別負担金という2つで構成されているというようなところでございます。このクリーンセンターの特別負担金ですが、地方債償還の部分、これ財源対策債ですが、この財源対策債につきましては、それらの交付税措置を受けているということなのですが、平成29年度にて平成8年度借り入れ分の算入が終了すると。それから、平成30年度において平成9年度分の借り入れの算入が終了するというので、借り入れの年度ごとに算入がだんだん減ってきておりますので、こういった現象が起きているというような状況でございます。ですので、前年度と比較して3,212万8,000円減額しているということは、平成7年度分の借り入れが終了したところが大きな理由というところでございます。

それから、私のほうでこの場でもう一つだけお答えさせていただきたいのですが、送電線

下補償料が予算の中から消えているというようなお話ですが、送電線下補償料につきましては3年分を、個人のお宅でもそうかと思うのですけれども、3年分をまとめていただくというようなところがございます。秩父クリーンセンター、それから環境センターで予算計上、それぞれ入るときには計上させてもらっているのですが、ちょうどないタイミングのときというのですか、そういうタイミングに当たっているときだということですので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** クリーンセンター所長。

（野澤好博秩父クリーンセンター所長登壇）

**野澤好博秩父クリーンセンター所長** 続きまして、斎藤議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

個別質問の4点目、予算説明書の26、27ページ、クリーンセンター費の第13節委託料のうち焼却灰の再資源化処理業務と運搬業務を2つに分割した理由ということでございますけれども、クリーンセンターから排出される焼却灰につきましては、再資源化処理を行うため、寄居町にございますツネイシカムテックス埼玉株式会社まで運搬し処理を委託しております。29年度につきましても継続し処理を委託したいと考えておりますけれども、本年度までは処理業務と併せて運搬業務を同社と契約し委託しておりましたが、運搬業務につきましては特別一般管理廃棄物の収集運搬業務の実績があり、再資源化処理施設の搬入車両の条件に合致していれば運搬業者を問わないということでございますので、29年度の運搬業務につきましては、単独事業として予算計上し、入札を行い業者を決定したいと考えております。

以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** 福祉保健課長。

（柳井戸直樹福祉保健課長登壇）

**柳井戸直樹福祉保健課長** 私のほうからは、個別質問の5番目にいただきました予算書の42ページ、負担金明細書の件について答弁をさせていただきます。

皆野町におかれましては、胸部エックス線撮影に係る検診につきましては、組合で行っているような検診車の巡回方式による住民検診は行わず、町が指定しました医療機関において個別方式により実施しております。組合に対し住民検診の依頼はなかったということから、実績なしということになっております。組合規約によりまして結核予防費の負担金につきましては、積算割合は撮影者数となっております。いわゆる実績割りとなっておりますので、このたびの負担金は発生しないということになります。なお、以前少額ですが、予算計上があったということのご質問でございますが、平成25年度までは、秩父保健所管内におきます食品環境衛生協会、これは理容業、それから食品業等で構成する団体でございます。こちらからの依頼によりまして構成員の結核検診を行ってまいりました。この食品環境衛生協会の受診件数は、圏域内住民と同様に扱うということで、実績ごとに各市、町の実績のほうに加えてまいりました。これが25年度においては224件ございました。この



うち皆野町における同協会の件数は19件ありましたが、先ほど申し上げましたように皆野町の結核検診につきましては、町が指定した医療機関において個別方式により実施しております。組合に対し住民検診の依頼はないことから、実績はございませんので、この19件が皆野町の数値となったものでございます。この食品環境衛生協会の検診ですが、26年度以降こちらのほうに依頼はございません。このことから、26年度の実績をもとにする28年度の当初、それから27年度の実績をもとにする29年度の当初につきましては、26年度以降ないということでございますので、皆野町における件数はゼロ件となったものでございまして、28、29年度についてはゼロ円の計上ということになったものでございます。

以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** 総務課長。

（小林幸一総務課長登壇）

**小林幸一総務課長** 私からは、15ページの歳入の雑入にございますコミュニティ事業助成金について説明をさせていただきます。この事業は、宝くじ社会貢献事業として位置づけられております。女性消防クラブ及び少年消防クラブの育成助成事業に対し、上限を100万円とする補助金となります。この補助金を受けまして、各種イベントで活用するための屋外用放送設備一式の購入を予定させていただきますと思います。

以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** 消防長。

（坂本哲男消防長登壇）

**坂本哲男消防長** 先ほどご指摘をいただきました消防職員168名の関係ですけれども、消防力の整備指針に基づく消防吏員の数は、消防車両、救急車に対する人員、消防事務部局の職員を合わせたの人員になると思いますが、指針に基づく220名ほどになると思います。秩父消防の現有の人員は168人ですけれども、各首長の皆様、議員の皆様のご協力により各分署統廃合が済みました関係で、各救急隊に必ず救急救命士1名搭乗するなど、あるいは消防車と救急車を乗りかえて出動する隊が、東分署と本署、第2小隊になるなど、有効な人員配置が進んでおりますので、現在のところ220名には当然及びませんけれども、運用するにはできる人員で行って確保できていると思っております。

以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** ほかにございますか。質疑はほかにございますか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（小菅高信議員）** ほかに質疑なしと認めます。

以上で原案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、会議規則36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

**議長(小菅高信議員)** 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

5番、斎藤議員、反対ですか、賛成ですか。

**5番(斎藤捷栄議員)** 反対です。

**議長(小菅高信議員)** では、反対討論から先に許します。どうぞ。

(5番 斎藤捷栄議員登壇)

**5番(斎藤捷栄議員)** 5番、秩父市、日本共産党の斎藤捷栄でございます。私は、議案第6号、広域市町村圏組合一般会計予算に反対の立場から討論をいたします。

大変難しい討論になります。というのは、この一般会計そのものというよりも、一般会計と水道会計との観点の上で私は反対を唱えなければなりません。つまり水道事業会計の出資金、これ後ほどの議題になる問題となりますが、一般会計出資金と表記をされています。広域市町村圏組合水道事業会計が一般会計と呼ぶのは、広域市町村圏組合一般会計以外にないと私は考えます。にもかかわらず実態は、広域市町村圏組合一般会計に全く関係なく、各市、町の一般会計から直接繰り入れられています。これは明らかに異常であります。少なくとも広域組合一般会計を介して繰り入れられるべきものであると考えます。私のこれまで取得した知識、常識からかけ離れています。こんなことが許されるなら、なぜ水道事業を広域組合事業に統合したのであろうかわからなくなります。到底今の私には理解できません。

以上申し上げて、一般会計の反対の理由といたします。

**議長(小菅高信議員)** ほかに討論される方おりますか。

賛成の討論はありませんか。

ほかに反対の討論をされる方はおられますか。

(「なし」と言う人あり)

**議長(小菅高信議員)** ほかに討論される方はなしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**議長(小菅高信議員)** 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時05分

議長（小菅高信議員） 再開いたします。

引き続き、会議を開きます。

○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小菅高信議員） それでは、議案第5号を議題といたします。

当局の説明を求めます。

水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 議案第5号 平成28年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3回）につきましてご説明申し上げます。

議案書の19ページをごらんください。今回の補正は、経営の適正化を図るため、それぞれの費目につき可能な限りの収入、支出の見込みの見直しを行ったものでございます。第1条は省略いたしまして、第2条は収益的収入及び支出についての補正でございます。

第1款水道事業収益でございますが、2,831万9,000円を減額するものでございます。

初めに、第1項営業収益でございますが、国の操り出し基準に基づく消火栓維持管理負担金につきましては、当初見込んでいた消火栓修繕箇所が増減がありましたので、実数に合わせ127万1,000円を減額補正するものでございます。ちなみに、秩父市分は201万2,000円の減、横瀬町分は41万3,000円の増、小鹿野町分は32万8,000円の増となっております。

次に、第2項営業外収益の2,704万8,000円の減額でございますが、主なものとしては、預け入れ期間の変更による預金利息195万2,000円の減額、簡易水道債償還利息の利率決定に伴う補助金額変更等、秩父市からの補助金の一部見直しによる他会計補助金205万円の増額、決算確定に伴う長期前受金戻入の再計算による減額216万円、今回の補正予算に伴う消費税及び地方消費税還付金2,498万6,000円の減額補正でございます。

続きまして、支出でございます。第1款水道事業費用につきましては、1億1,794万8,000円を減額するものでございます。

初めに、第1項営業費用でございますが、1億1,176万円減額補正するものでございます。主なものといたしましては、各費目ともに委託料及び修繕費、動力費等の経常経費について、今後の必要額等算出し不用額の減額を行ったものでございます。また、減価償却費につきましては、決算確定に伴う再計算により1,413万7,000円を増額するものでございます。

次に、第2項営業外費用618万8,000円の減額補正につきましては、企業債償還利息について、当初見込んでいた貸し付け利率以下で借り入れることができましたので、その差額分を減額するものでございます。

続きまして、第3条、冒頭の記述は、資本的収入が資本的支出に不足する額の補填財源に関する内容を、それぞれの項目と金額について補正するものでございます。

次に、その下段にございます資本的収入につきましては、第1款資本的収入を3億4,616万円の減額でございます。

初めに、第2項出資金1億8,036万円の減額でございますが、秩父市からの出資金のうち一部は老朽管の耐震化事業として出資を受ける予定でございましたが、国庫補助対象となった事業については重複して出資を受けることができないため1億1,130万円を減額補正するものでございます。また、秩父市からの広域化事業への出資につきましても、国庫補助事業対象額の変更に伴い6,900万円を減額しました。

次に、第3項他会計負担金77万6,000円の減額でございますが、これは工事箇所増加による新設消火栓工事負担金243万3,000円の増額並びに秩父市管内下水道工事における配水管布設がえ工事費の減による工事負担金320万9,000円の減額を行うための補正でございます。

次に、第4項国庫補助金1億6,502万4,000円の減額につきましては、生活基盤施設耐震化等交付金の配分について、埼玉県からの交付決定額に合わせ減額するものでございます。

続きまして、第1款資本的支出につきましては、4億3,094万4,000円を減額するものでございます。

初めに、第1項建設改良費4億2,995万9,000円の減額でございますが、主な内容といたしましては、工事内容の変更及び工事請負費等の請負差金並びに工事や委託事業の延期による減額でございます。

次に、第2項企業債償還金98万5,000円の減額でございますが、平成27年度借り入れ分につきまして、償還表に基づき補正するものでございます。

最後に、第4条継続費の変更でございます。次の20、21ページの第1表、継続費補正をごらんください。橋立浄水場仮設受電設備設置工事につきまして、事業費の変更及び継続年度の変更に伴い、総額1,514万5,000円を1,550万2,000円に改めるとともに、継続期間を平成30年度までとし、年割額についてもそれぞれ変更するものでございます。

次に、橋立浄水場機械・電気計装設備等更新工事につきましては、年割額の変更でございまして、平成28年度及び平成30年度の年割額を変更しております。

また、別冊補正予算に関する説明書の1ページから4ページには実施計画、5ページには予定キャッシュフロー計算書、6ページから7ページは給与費明細書、8ページには継続費に関する調書補正、9ページから10ページには予定貸借対照表当年度分がそれぞれ記載してございますので、後

ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で議案第5号の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

**議長（小菅高信議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

5番、齋藤議員。

**5番（齋藤捷栄議員）** 5番です。何点か伺います。最初に、第2条関係、収益的収支予算、つまり3条予算補正について3点伺います。まず、概括的に伺います。今回まで3回の補正により収益的収支差益は、当初予算の2億6,682万円から3億5,912万2,000円へと9,230万2,000円、上方修正されています。その要因について説明してください。

2つ目、今回補正では委託料が1目関係で5,207万6,000円、2目関係で542万1,000円、3目関係では1,176万円、合計6,925万7,000円の高額減額されています。全体補正額の58.7%を占めています。この委託料の内容を各費目ごとに説明してください。

3つ目、同様に動力費が1目で2,475万円、2目で378万7,000円、合計で2,853万7,000円、全体補正額の24.2%を占める減額となっています。この内容についてもご説明ください。

続いて、3条関係、つまり資本的収支予算、つまり4条予算補正について4点伺います。まず、1点目、これについても概括的に伺っておきます。資本的収支の不足額について、当初予算からの推移を見ると、12億6,077万9,000円から1次補正で12億5,522万8,000円、2次補正で13億1,309万4,000円へと移ってきて、今回の第3次補正によって12億2,831万円へと推移をするわけであります。収支不足額は当初予算比3,246万9,000円圧縮修正をされるということになります。この要因について説明を願いたいと思います。

2つ目、次に収支不足額充当の過年度損益勘定留保資金についての推移を見ます。1次補正時の9億6,740万8,000円から2次補正時の10億2,527万4,000円へ、さらに今回3次補正で9億4,048万9,000円となっているわけであります。したがって、その他補充充当金額財源は2億8,782万円となるわけでありますけれども、今回補正によって28年度末過年度損益勘定留保資金残高は幾らと見込まれるのか、お示しをいただきたいと思います。

3つ目、3条予算について伺ったのと同様に、委託料について伺っておきたいと思います。1目関係で1億2,500万3,000円、2目関係で1億3,562万6,000円、合計2億6,062万9,000円と非常に高額な減額補正がされています。全体補正額の60.5%という数字を占めています。内容についてご説明をいただきたいと思います。

4つ目、同様に工事請負費も1億9,076万円と、全体の44.3%を占める高額減額補正予算となっています。その内容について説明を願います。

以上です。

**議長（小菅高信議員）** 経営企画課長。

(中山 朗経営企画課長登壇)

中山 朗経営企画課長 齋藤議員のご質問にお答えいたします。

3条予算に関するご質問の1、補正による収益的収支差益の上方修正の要因でございますが、収益的収支の各費目につきまして、経営の適正化を図るため可能な限りで今後の見込みの見直しを行ったことによる収支差でございます。平成28年度予算につきましては、1市4町水道事業でそれぞれ見積もり、それを統合させて計上した予算でございます。このためできる限り決算に近い数値となるよう、今回全ての予算の見直しを図り減額補正をしたことで収支差の上方修正となったものでございます。減額の主なものといたしましては、7月議会で補正いたしました人件費についての3条から4条への予算つけかえ、委託料、動力費の見直しによる減額でございます。

続きまして、委託料の補正内容でございますが、まず1目原水及び浄水費につきましては、設備保守点検業務委託料44万4,000円の減、施設運転維持管理業務委託料86万3,000円の減、施設巡視・警備業務委託料150万円の減、緩速ろ過用砂関係業務委託料391万6,000円の減、発生污泥関係業務委託料3,336万2,000円の減、除草作業委託料15万7,000円の減、流入土砂等排出業務委託料104万4,000円の減、その他業務委託料300万円の減となっております。減額理由でございますが、請負差金や天候によるもの、特に発生污泥関係につきましては、台風が少なかったため予定された作業の必要がなくなったための減額となっております。

次に、2目配水及び給水費でございますが、水道施設情報システム保守点検業務委託料36万7,000円の減、配・給水管漏水調査業務委託料357万1,000円の減、その他業務委託料85万円の減となっており、請負差金による減額が主な理由でございます。

次に、3目総係費でございます。庁舎清掃業務委託料22万円の減、これは直営にしたための減額でございます。水道料金等の包括的業務委託料1,100万円、契約管理システム導入業務委託料54万円は、いずれも請負差金による減額でございます。

続きまして、動力費でございますが、1目原水及び浄水費につきましては2,475万円の減額で、上半期使用料に基づき今後の見込み額を算出し減額したもので、理由としては、安定取水が続き取水ポンプ等の稼働量が少なくなったため、予定した電気使用量以下で推移したものであると思われ

ます。

2目配水及び給水費ですが、378万7,000円の減額で、配水ポンプ等の稼働量が漏水の減少等により、予定しておりました電気使用量以下で推移したものであると思われ

ます。

次に、4条予算につきましてご説明いたします。4条の収支差でございますが、当初予算と比べ第3回補正では、収入が2億5,616万円の減額、支出では建設改良費については2億9,147万7,000円の減、企業債償還金が284万8,000円の増額となっております。主な要因といたしましては、企業債の増額や国庫補助金、出資金の減額、工事請負費や委託料の減額によるものの収支差であると存じます。過年度損益留保資金につきましては、平成27年度決算を統合前の各団体において行い、19億

2,974万9,000円が広域水道へ引き継がれております。このうち第3回の補正予算にございますとおり、9億4,048万9,000円を平成28年度決算時に資本的収支の不足額へ充当を予定しておりますので、平成28年度末における過年度損益勘定留保資金残高は9億8,926万円を見込んでおります。さらに、平成28年度決算見込みによる損益勘定留保資金として9億5,523万7,000円を予定しておりますので、平成28年度末における損益勘定留保資金残高は19億4,449万7,000円を見込んでおります。委託料につきましては、請負差金のほか、当初予定しておりました各種工事監理委託の直営化による取りやめと、一部設計業務につきましては再調査のための委託延期によるものでございます。

1目原水及び浄水施設費の主なものとしましては、別所浄水場着水井・沈殿池制御設備更新工事等実施設計業務委託料の減額で、予定工事内容の変更に伴う設計額の変更及び請負差金によるものとなっております。

2目配水及び給水施設費の主なものとしては、新ミューズパーク配水池配水管布設工事設計業務委託が請負差金による減額、吉田地区配水管布設工事監理業務委託が一部職員の直営による減額、国庫補助事業交付申請書・実績報告書作成業務委託が職員の直営による減額となっております。工事請負費につきましても、請負差金のほか市道や県道工事の中止に伴う布設がえ工事の中止、地権者との調整が難航したことによる中止等で減額を行ったものでございます。主なものとしては、県道下日野沢東門平吉田線配水管布設がえ工事が、県土整備事務所との事前協議に時間を要して入札がおくれ、入札も2回開札の結果、予定価格超過で落札者がいないため不調となり、再入札しても年度内に工事終了のめどが立たなくなったことで工事延期となっております。また、長瀬地内の国道140号線歩道整備に伴う配水管布設がえ工事では、用地取得や物件補償が進まなかったことから、工事延長を短縮したことに伴い工事費を減額しております。

以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** ほかにありますか。

5番、斎藤議員。

**5番（斎藤捷栄議員）** それぞれ答弁いただきました。一番最初の概括的な質問の中で、収益的収支が上方修正をされ、資本的収支が圧縮修正されているわけでありますから、結果的には良化されているということが判断をされるわけでありますけれども、今説明を聞いていますと当年度初めての予算編成ということからやむを得ないところもあったのかと思いますが、それぞれの加盟4町のそれまでの状況から串刺しをして計上したというふうなところで、予算計上そのものがやっぱり若干、言葉は悪いけれども、乱暴なところがあったのかなと思わざるを得ないようなところがあるような感じをいたしました。それについては指摘をしておきたいというふうに思います。何かそれについてコメントがあったらいただきますが、特別なければこれで終わります。

**議長（小菅高信議員）** 経営企画課長。

（中山 朗経営企画課長登壇）

中山 朗経営企画課長 先ほどのご説明の中で施設運転維持管理業務委託料を「86万3,000円」と申しましたが、「865万3,000円」の間違いでございました。ご訂正をお願いいたします。失礼いたしました。

議長（小菅高信議員） 今の質問に対するコメントではないのだ。さっきのコメントはいいですか。

5番（斎藤捷栄議員） はい。

議長（小菅高信議員） では、4番、木村議員。

4番（木村隆彦議員） 4番、木村でございます。1点お伺いいたします。議案書の21ページの継続費補正なのですが、その中で橋立浄水場機械・電気計装設備等更新工事というふうなことで2億3,079万6,000円が計上されておりますが、これの予算執行の詳細と、それに関連いたしまして、30年度といたしまして約11億円の高額な予算が計上されておりますが、その詳細についてお伺いをいたします。

議長（小菅高信議員） 浄水課長。

（田村政雄浄水課長登壇）

田村政雄浄水課長 先ほどの木村議員の質問についてお答えいたします。

橋立浄水場の継続費についての質問ですが、平成29年度につきまして進捗状況により支払いを求められた場合、中間払いとして2億3,000万円ほど用意してあります。これについては請求がなければそのまま繰り越すと、平成30年度につきましては最終的に支払う予算であります。工事の内容につきましては、建物ができ上がると同時に機械物が据えつけられていくため、最終年度に金額が集中する形になります。主なものは、消毒用塩素など薬品を注入するポンプ設備、各浄水工程の確認をするための水質機器、施設をコントロールするための監視制御設備、また動力等を賄うための受電設備、あるいは非常用発電設備などの設置に金額を要します。これらが整うことにより本来の浄水場としての機能ができることとなります。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと存じます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。



討論ございますか。

(「なし」と言う人あり)

**議長(小菅高信議員)** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(小菅高信議員)** 総員起立であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長(小菅高信議員)** 次に、議案第7号を議題といたします。

当局の説明を求めます。

水道局長。

(高野明生水道局長登壇)

**高野明生水道局長** 議案第7号 平成29年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算につきまして、別冊の水道事業会計予算及び説明書と併せてカラー印刷の円グラフの参考資料によりご説明を申し上げます。

予算書の4ページをお開きください。第1条は省略いたしまして、第2条の業務予定量でございますが、(1)、1市4町の約4万3,000世帯に対し、(2)、年間約1,560万立方メートルの給水を予定しております。これを一日当たりいたしますと、(3)の約4万3,000立方メートルでございます。また、(4)では、主要な建設改良事業の金額を定めております。

次の第3条及び第4条は、円グラフの資料によりご説明をいたします。初めにグラフの上部でございます数値は、水道事業会計の予算規模を示したものでございます。一般会計と異なり水道事業会計は、収入、支出が一致しないのが特徴ですが、これを収入ベースで見た場合は約54億円、支出で見た場合は約63億円となっております。

次に、左側の円グラフをごらんください。グラフは上段が収入、下段が支出となっております。上段の収益的収入の合計は32億5,111万円でございます。その大勢を占めるものとして給水収益、いわゆる水道料金でございます。こちらが約23億6,000万円72%を占め、これに他会計補助金が約4億円で12%、長期前受金が約3億4,000万円で11%と続き、この3つの収入で約95%を占めております。下段の収益的支出は27億9,415万円でございます。主な費用構成としては、減価償却費が約13億3,000万円でほぼ半分の47%を占め、浄水場の維持管理費が約6億円の23%でこれに次ぎ、一般管理費が約3億3,000万円で12%、配水管等の維持管理費が約3億円で11%で、

これら4つの費用で約93%を占めております。

次に、右側のグラフをごらんください。右の資本的収入及び支出は、水道施設の新設、改良のための予算でございます。上段の資本的収入は21億8,807万円でございます。その内訳は、企業債が約8億4,000万円、収入の38%、出資金が約6億5,000万円、30%、国庫補助金が約6億円で28%を占め、この3つで約96%を占めております。国庫補助金につきましては、事業費の増加に伴い、平成28年度当初予算に比べ約1億3,000万円増加しております。また、出資金につきましては、各市、町のご理解をいただき、広域化事業に対する出資金として5億3,430万円の出資をいただけることになりました。これにより今後の広域化事業を着実に進めることができるとともに、経営基盤の強化につながるることとなります。この出資金に関しましては、その償還元利金の2分の1が一般会計に普通交付税として算入されるという点でも、地域としても大きなメリットがございます。

次に、下段の資本的支出は35億3,137万円でございます。その内訳は、配水管の新設改良費が約23億5,000万円、支出の67%であり、浄水場の新設改良費が約6億円で17%を占めており、このほか企業債やダムの償還金がございます。ここで4条予算の収入と支出を比べますと、収入が支出に対し約13億4,000万円不足しております。この不足を補填するものとしたしまして、グラフ下の米印にございますように、①、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億6,835万円、②、過年度分損益勘定留保資金11億7,494万円、こちらで補填することといたしております。このグラフでの説明は以上でございます。

別冊の予算及び説明書の5ページのほうにお戻りください。次の第5条から6ページの第10条までは、企業債や一時借入金などを公営企業法に定められた基準により順次記載したものでございます。また、7ページ以降は予算説明書等でございます。

以上で議案第7号の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**議長（小菅高信議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

15番、神田議員。

**15番（神田 武議員）** 15番、神田。この予算書の中で委託費の51ページに新秩父ミュージックパーク送水第一ポンプ室築造工事設計業務委託、金額はありませんが、それで今度は53ページに工事費の中で新秩父ミュージックパーク配水池送水管布設工事費がありますが、長尾根に登る、これは設計費と工事費ですが、概略の長尾根に上がるルートと、そしてまた長尾根の頂上の配水池はどこになるのか、この点についてお伺いをいたします。そしてまた、これ以上に工事の経費も重要だし、これもまた未来永劫、そこから続けていく運転経費、これも重要視しなければならない。この2点でございますが、こういう点をとってもこれが最適な配水管のルートになるのか、そこも含めてお伺いいたします。

それから、2点目に、45ページに炭酸水製造業務委託150万円、水道水ペットボトル製造業務委

託30万円、そしてこれの販売収入が6万円となっております。私は、こういうのを見ると、想定はできるのです。ペットボトルは、水道のイベントやそういうときに水道の水はおいしいとPR用にやるというのは答弁がなくてもわかるのですが、炭酸水は150万円かけて6万円ぐらいの収入で、何の目的にこれをやるのか。この水道局にとってどのような利益があり、また水道供給を受ける住民にとってどのような、これが利益になるのか、確たるものを示していただきたい。この2点をまずお伺いいたします。

**議長（小菅高信議員）** 工務課長。

（大森圭治工務課長登壇）

**大森圭治工務課長** それでは、15番の神田議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず初めに、委託費の新秩父ミュージックパーク送水第一ポンプ室築造工事設計業務委託でございますが、この場所は現在の荒川西岸浄水場、現在、廃止になっている施設があるのですけれども、その施設用地を利用いたしまして、第一ポンプ室を設計する業務委託でございます。この計画に基づきまして、基本計画の中では当初議員さんのほうへお渡ししてある資料でありますと、別所浄水場内に第一ポンプ室をつくるような計画になっておりましたが、その後、計画を見直して別所浄水場内にポンプ室をつくるスペースの確保が厳しいため、別所浄水場から下に下って県道があるのですけれども、県道をミュージックパーク方向へ向かいました右側の西岸浄水場跡地、今現状浄水施設が残っていますけれども、29年度で施設の撤去をいたしまして、そこにポンプ室を設置するための業務委託でございます。

続きまして、新秩父ミュージックパーク配水池送水管布設工事でございますが、先ほど説明いたしました第一ポンプ室を含めて、ミュージックパーク方向へ県道を登っていくルートになります。ルートのには浄水場へ県道から上がっていく入り口があるのですけれども、そこに600ミリの配水管が埋設されておりますので、その配水管から取り出しをしてミュージックパーク方向へ、まず第一ポンプ室まで自然流下で送水になります。第一のポンプ室で一度ためたものを、ミュージックパーク方向へ送水をしていくということになります。ルートにつきましては、県道をミュージックパーク方向へ上がっていきますと、ミュージックパーク入り口という信号機がございますけれども、そこをさらにミュージックパークの方向へ右折し県道沿いに管路を埋設する計画になっております。最終的な配水池につきましては、当初の基本計画の中ではミュージックパークの公園内の2カ所の案が出ていまして、現在の案として計画している場所につきましては、県道からちょうどミュージックパークの公園内道路に入る付近となります。まだ確定はしておりませんが、計画地としてその付近を予定をしているところでございます。

以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** 水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

**高野明生水道局長** 神田議員ご質問の水道水のペットボトル、炭酸水の製造につきましては、神田議員お見込みのとおり、水道水につきましては、今年度統合を記念したイベント用として作成し、6月の水道週間、8月の水の日、さらにははんじょう博においても出店をさせていただきまして、秩父地域の水道水のすばらしさを皆さんに実感していただいたということがございます。このイベント用に作成した水道水のペットボトルは秩父市内の町会においては、非常においしい水なので、お茶がわりに今後使いたいということで、今年度も実は販売をさせていただいております。そこで来年度以降も、今後は防災の目的も含めまして作成をしたいというふうに考えております。

さらには、炭酸水の製造につきましては、具体的に150万円という金額は計上させていただいておりますが、現段階では小鹿野町の戸田乳業さんに試験的に製造をお願いした経緯もございますので、そういった中で今後炭酸水については、最近非常にニーズ、需要がございますので、そういったものを製造し、今後水道の事業の中に取り込んで、需要があれば観光も含めて、収益化を図っていきたいというふうに考えて計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** 15番、神田議員。

**15番（神田 武議員）** 今の水道水の、私はそういう利用でわかっていて、これいいことなのです。炭酸水で水道局が事業化して利益を得るなんていうことは、今の体制で無理なのです。これがうまい水とかまずい水とか全く関係のないことなのです。どうしてこういう事業を入れるのか、私には考えられないのです。たかが150万円というかもしれませんが、一円を笑う者は一円に困るのです。5年後の水道料金が上がらないようにするのは、たとえ150万円でも無駄な金を使わない。これが原理原則論だと思います。これ1点。

それから、もう一点は、このルートの関係であります。今まで巴川の浄水場のところに第一ポンプをつくって、そこからポンプで上げると。これなら何とか納得ができるのです。下の県道までの落差はかなりあるのです。600ミリというと水道管がかなり大きいもので……

（「一般質問だな」と言う人あり）

**15番（神田 武議員）** それで、ルートの的にも非常にミューズパークに上がるのにキロ数が長くなるのです。だから、最初の巴川の第一ポンプのところから山を斜めに上がる方法が、経費と、それから電気料、これを……

（「質疑じゃない」と言う人あり）

**15番（神田 武議員）** 30年も考えると非常に安くなるので、こういうお考えはないですか、お伺いをいたします。

**議長（小菅高信議員）** 質疑ですから、時間も押してきているので、個人の意見は個人の意見として……

（何事か言う人あり）

**議長（小菅高信議員）** 全員協議会でも開いて執行部のほうに伝える機会はとりたいと思いますので、議案の質疑ということに専念していただきたいと思うので、よろしくお願いします。

答弁求めます。今のことに對して答弁を求めます。

水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

**高野明生水道局長** 配水管のルートにつきましては、広域化基本構想の中で計画されているルートでございます。これにつきましては、準備室の段階から精査を重ねて決定したルートでございますので、今後特別な事情がない限りはこのまま進めていくというふうを考えております。

以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** 5番、斎藤議員。

**5番（斎藤捷栄議員）** 5番です。何点か質問したいと思います。一般会計の部分でも申し上げたとおり、本当に久しぶりに戻った広域議会で、しかも水道事業会計が統合された後、初めて一般会計、水道会計を俯瞰して予算審議をするという立場に立って、さまざまな疑問が湧き上がっています。今回の質問に当たっては、広域議会、今まで広域議会議員でなかったとはいえ、状況把握をしようとすればできたにもかかわらず、みずからそれを怠ってきた不明を恥じながら伺うこととなりますが、よろしくお願いします。

具体的質問に先立って議長にお願いがあります。水道事業会計に係る各市、町の出資金、負担金について、一般会計に示されているような内訳が示されておりません。これについて審議資料として、その金額、負担割合などを示した資料を請求したいと思いますが、お取り計らいを願います。

**議長（小菅高信議員）** ただいま斎藤議員から資料請求がありましたので、ここには議運とか、そういう委員会がありませんので皆さんにお諮りいたします。当局の資料請求を求めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（小菅高信議員）** 資料請求を求めることにご異議ないものと認めます。

今斎藤議員が求めた資料を全員に配ってください。

（何事か言う人あり）

（「だから、配付中でも何でもいい。もう進めましょう」と言う人あり）

**議長（小菅高信議員）** 準備してください。資料は資料として準備、質問は斎藤議員に続けてもらいます。

斎藤議員。

**5番（斎藤捷栄議員）** まず、概括的質問から入ります。質問は3点ございます。3条予算、収益的収支について伺います。補正予算でも指摘をしましたがけれども、収支差益について、28年度当初予

算は2億6,682万円、第3次補正後でも3億5,912万2,000円となっていますが、それを大きく上回る4億5,695万4,000円の差益を見込む、その要因について、まず説明をしていただきたいと思います。

2つ目……

**議長（小菅高信議員）** ちょっと待って、質問中だから。

（「ちょっと待って、配るの」と言う人あり）

**議長（小菅高信議員）** ちょっと待ってください、配るの。質問中だとみんなが気が散って聞いてもいないしするから、斎藤議員の質問よく聞くように。

斎藤議員、続けてください。

**5番（斎藤捷栄議員）** 2つ目、4条予算、資本的収支についてですが、28年度当初予算不足額は12億5,522万8,000円、第3次補正後では12億2,831万円となっています。こちらも大きくこれを上回る13億4,329万3,000円となっています。その要因について説明を願いたいと思います。

3つ目、12、13ページ及び48、49ページ、1款2項1目出資金は、付記部分で一般会計出資金と記されています。広域市町村圏組合水道事業会計上で表記される一般会計とは、常識的に広域市町村圏組合一般会計であると思われませんが、実際はここでいう一般会計は、各市、町を指しています。これは明らかに間違っていると私は考えますが、みずからの意見を述べてはいけなさとされていますので改めて伺うわけですが、こうした処理をしている理由、根拠についてお伺いをいたします。

次に、個別質問に入ります。質問は5つです。まず1点目、8、9ページ、1款1項1目給水収益において、対前年比約1億円の増収を見込んでいる根拠について説明してください。

2つ目、12ページ、13ページ、収入、1款2項1目出資金は、28年度当初予算比で1億4,342万9,000円の増額、第3次補正後金額との対比では何と3億2,378万9,000円もの増額を見込んでいるわけでありますが、その根拠と各市、町の負担金額、これについては資料請求をお受けいただきましたので教えてくださいということで資料請求をさせていただきました。

3つ目、1款3項1目他会計負担金については、28年度当初予算比で3,020万2,000円の減額、第3次補正後と比べても2,942万6,000円と大幅減額となっています。その理由、根拠について教えてください。

4つ目、今度は支出にかかって伺います。1款1項1目及び2目の合計は29億5,917万8,000円となっています。28年度当初予算額の24億7,142万5,000円に比べて4億8,775万3,000円、加えて第3次補正後金額対比では8億3,597万7,000円もの増額となっています。その理由、根拠と各市、町ごとの予定金額を示していただきたいと思います。

5つ目、またその29億5,917万8,000円のうち、ここ前回も大変問題になりました。広域化対策事業国庫補助金の対象になるもの、これは一体幾らあるのか、その他のものは幾らなのか、このところをはっきりと示しておいてほしいと思います。

以上です。

議長（小菅高信議員） 休憩します。

休憩 午後 3時55分

再開 午後 3時57分

議長（小菅高信議員） 再開いたします。

先ほどの5番議員の質問に対する答弁を求めます。

経営企画課長。

（中山 朗経営企画課長登壇）

中山 朗経営企画課長 斎藤議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、3条予算、収益的収支についてでございます。概括的質問の1、3条収支における差益でございますが、まず収益といたしましては、営業収益が1億142万5,000円の増、前年比104.35%でございます。主なものとしては、給水収益9,957万7,000円、前年比104.41%の増となっております。

次に、費用でございますが、営業費用が9,260万7,000円の減、前年比96.9%で、主なものとしては、人件費のつけかえによるもの5,678万円の減、委託料3,916万7,000円の減、動力費1,368万6,000円の減、薬品費2,442万9,000円の減でございます。補正予算のご質問の際にも答弁いたしましたが、平成28年度予算は、1市4町水道事業でそれぞれ見積もり、それを統合させて計上したため査定ができませんでしたが、平成29年度予算につきましては、予算査定を行い必要額を精査し計上したものでございます。

続きまして、2の4条予算、資本的収支についてでございます。4条予算につきましては、収入が4億3,951万1,000円の増、前年比125.14%でございます。企業債が1億9,520万円の増、出資金が1億4,342万9,000円の増、国庫補助金が1億2,837万2,000円の増となっております。支出でございますが、3条から4条に職員のつけかえを行ったことにより7,557万5,000円の増、工事請負費2億5,938万4,000円の増、委託料1億9,547万5,000円の減、負担金3億4,669万6,000円の増、企業債償還金3,290万1,000円の増となっております。原水及び浄水施設費が1億3,730万1,000円、配水及び給水施設費が3億5,045万2,000円の増額でございます。主な工事として、平成29年度は橋立浄水場機械・電気計装設備更新工事、別所浄水場着水井・沈殿池制御設備更新工事がございます。また、負担金でございますが、本年度は配水管布設工事の一部が鉄道敷地内にかかるため、施工を鉄道会社が行うことになった分の負担金等3億4,726万6,000円計上しております。

続きまして、予算書の説明でございますが、公営企業の予算につきましては、地方公営企業法施

行規則第45条から51条にその定めが規定されており、これにのっとり予算書の作成をしております。議員ご指摘の予算書への説明書きでございますが、予算実施計画書の備考欄においては各目の概要説明でよいとされております。また、予算見積書につきましては、予算説明書とは違い議会への提出を必要とはされておりませんが、便宜上添付させていただいているところでございます。また、ご指摘の一般会計補助金等の費目名でございますが、こちらも様式や勘定科目名が定められておりますことから変更は困難かと存じます。ただし、広域組合事務局からの収入は通常ないものと思われまますので、このままでも不都合はないと思われまます。

続きまして、個別質問の1でございます。給水収益につきましては、統合前の各団体における水道料金の検針期間及び調定日がそれぞれ異なっておりました。その関係から平成28年度予算編成におきましては、水道料金を11カ月分しか見込めない団体もございました。水道事業広域化に合わせて調整を行い、検針期間及び調定日を統一したことにより、平成29年度からは統一した検針方法で給水収益を算定し予算化をさせていただきましたので、その分の差が増収分でございます。

続きまして、個別質問の2でございます。出資金につきましては、各市、町からの一般会計出資金でございます。48ページ、49ページの附記に記載してあるとおり、簡易水道債償還元金出資金、浦山ダム建設費割賦負担金元金出資金、一般会計出資金の3つがございます。このうち一般会計出資金（生活基盤施設耐震化）でございますが、この金額が平成28年度当初予算額3億9,220万円に対し、平成29年度は5億3,430万円と1億4,210万円の大幅な増額となっております。理由といたしましては、平成28年度におきましては秩父市のみ一般会計出資金をご負担いただいておりますが、平成29年度からは横瀬町、皆野町、長瀬町からも一般会計出資金をいただけることとなったためでございます。

続きまして、個別質問の3でございます。他会計負担金の減でございますが、新設消火栓工事負担金1,996万2,000円の減及び下水道工事に伴う配水管布設がえが今年度はないため、この分1,024万円が減額となったわけでございます。

続きまして、個別質問の4でございます。各市、町ごとの金額でございますが、斎藤議員ご質問の29億5,917万8,000円には、共通経費である人件費や備用品費、システム委託料が含まれており、分けるのは難しいと思われまます。また、浄水場施設やAルート工事など広域的な事業もありますので、工事担当事務所ごとの工事委託負担金の総額でお答えいたします。浄水課、工務課、吉田事務所、大滝・荒川事務所管内22億5,488万1,000円、横瀬事務所7,069万6,000円、小鹿野事務所3億5,517万5,000円、皆野・長瀬事務所1億1,494万9,000円でございます。

続きまして、個別質問の5でございます。国庫補助対象に当たる事業費でございますが、先ほど申し上げました総事業費27億9,570万1,000円のうち、国庫補助対象額として18億2,082万6,000円を予定しております。差額は対象外経費でございますが、この中には監理業務委託や市や国県道の緊急的な工事があった場合の工事費、消火栓工事等も入っているため金額的には大きくなっておりま



す。

以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** ちょっと休憩します。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 4時05分

**議長（小菅高信議員）** 再開します。

5番、斎藤議員。

**5番（斎藤捷栄議員）** 1点だけ確認をしておきたいと思います。個別質問の5番目に関連してです。事業費が、資料でも示されました生活基盤耐震化交付金予定事業費ということで27億9,507万1,000円、合わせるとそういう金額になると思いますが、今の説明ですとそのうち18億2,078万6,000円が国庫補助対象になるというふうに説明されたと受けとめたのですが、そういう解釈でいいのでしょうか、確認をしたいと思います。

**議長（小菅高信議員）** 経営企画課長。

（中山 朗経営企画課長登壇）

**中山 朗経営企画課長** そのとおりでございます。

**議長（小菅高信議員）** 5番、斎藤議員。

**5番（斎藤捷栄議員）** このところがもう繰り返し問題になっている、その3分の1に当たるのかどうなのか。それが保証されるのか、しないのかというところにかかわってるところなのだとということで確認をさせていただきました。これ以上のコメントは私はいたしません、そういうことで確認をさせていただきました。

以上で終わります。

**議長（小菅高信議員）** ほかに質疑をされる方ございますか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（小菅高信議員）** ほかに質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（小菅高信議員）** 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論される方。

(「議長」と言う人あり)

**議長(小菅高信議員)** まず、反対の討論から指名しますが、どちらも反対ですか。

前のほうから、5番、斎藤議員。

**5番(斎藤捷栄議員)** 5番です。

(何事か言う人あり)

**5番(斎藤捷栄議員)** 5番、斎藤捷栄です。私は、議案第7号、秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算に対し、反対の立場から討論をいたします。

一般会計のところでも申し上げました、一部重複をいたします。水道事業出資金では、小鹿野町が当年度出資金の執行をされないということが、今示された資料で明らかとなりました。改めて申し上げるまでもなく、水道事業広域統合は覚書の署名から始まって、さまざまな協議を経て今日に至っています。もちろん賛成意見もあり、反対意見もあるわけでありです。広域統合後、今でもさまざまな意見が闘わされています。私自身も国庫補助金の交付をめぐって事前説明と内容が違う、改めて説明会を開き住民の納得を得るべきだと、昨年11月議会でそう主張をいたしました。各市、町の間でも広域化に関しての考えに温度差があることも認めなければなりません。議論は大いにすべきであると思います。しかし、今回の事態は少々事態が違ふと思います。一般住民の意見の異なりとは違います。先ほども申し上げましたとおり、覚書の署名から始まり紆余曲折を経て広域化のわずか1年での理事者間の意見の相違であります。国政に例えれば閣内不一致です。私は、このことに関して、どちらの主張に理があるかということ判断する立場にはありませんが、広域水道事業統合そのものの信頼性への崩壊のおそれあり、午前中の神田議員の一般質問でも指摘をされていたところもありますけれども、今後のあり方についても大きな不安を残す事態であることは認めざるを得ないと思うのであります。そういったところから、繰り返しになりますが、このことに関してどちらの主張に理があるかを判断する立場にはありませんが、少なくともそのような状態の中で今予算を認めることはできません。一般会計の部分で反対意見として申し述べた会計制度の問題、そして今述べた、この理事者間の意見の不一致の問題、これらは一定の時間的猶予があれば解決できることであるかもしれません。だからこそ私は本来保留の立場をとりたいというふうにさえ思うところでありますが、保留ということが議会では許されません。したがって、苦渋の選択として反対をいたします。

以上です。

**議長(小菅高信議員)** ほかに討論される方ありますか。

(何事か言う人あり)

**議長(小菅高信議員)** 賛成の方おられますか。

(「なし」と言う人あり)

**議長(小菅高信議員)** では、反対の討論される方ありますか。

(「15番」と言う人あり)

**議長(小菅高信議員)** 15番、神田議員。この原案、議案に反対の立場の討論ですね。

**15番(神田 武議員)** そうです。そのぐらいよくわかっています。ただいま齋藤議員のほうからも反対討論がありましたが、私もこの出資債、この取り扱いがおかしいと、小鹿野町が出さないように決まると。それでは、理事会の議事録を見せてくれと、私も一言一句読みました。先ほど一般質問の中でも述べたような福島町長はそのような口調で急に出されても困ると。そして、小鹿野は出さない。これで不一致になったのです、齋藤議員が言うように。小鹿野は、それでは出さないで、これでまとめてくださいと、こういうような趣旨で不一致を合意という奇怪な合意にしたわけです。それで、内容も余り、福島町長以外は発言がないのです。その中で小鹿野が出さなかったら、ほかの町村に小鹿野分がいくのではないかと、こういう質問が出ました。しかし、これはこれで、小鹿野が出さないから小鹿野の分を転嫁するようなことはしないと、これで小鹿野が出さなくてもいいということで一致したのです。しかし、よく考えてください。小鹿野町の分が、これは広域化分と基盤整備強化、これを合わせて7,240万円であります。これをつぶさに私も精査したのですが、どこまでが小鹿野分が広域化、見当がつかないのです。多分私が見る数字は、6割が広域化分だと思います。4,000万円ぐらいが、この水道局に入ってこないのです。それで、基盤強化事業は、小鹿野の分はやらないというのです、全然、出資金を出さないから。これだけ全体が4,000万円ぐらいがマイナスになるのです。直接は負担する必要はないのです。しかし、間接的には4,000万円、これは1つの市と4つの町のマイナスになるのです。福島町長だって、わけがわからない。先ほども述べたけれども、わからない人ではないのです。時間を見れば、たった20分ですよ、これだけの大きな会議を。これで簡単に出さなければ出さないでいいと、4,000万円がなくなるのです、全体から。2回でも3回でも開いて、かんかんがくがくやっています、議論だから。終わったら仲よくやるべきなのです。去年の4月に巴川の浄水場で5人の首長さんが並んでようやく統合ができた、こういう風景を私も見たのです。それが1年もたたないうちに不協和音になってしまったわけです。これに一生懸命賛成した議員はむなしなのです。1年もたたないうちにたった5人の首長の意見が統一できないなんて。悲しいではありませんか。どんな思いで小鹿野の議員はこの統合に賛成しているか、ほかの首長さんはわかっていただけないのです。だから、たったの20分で打ち切ってしまうのですよ、出さなければ出さないでいい。全くこれは人ごとなのです、こんな会議は。合意がなされたものをこの議会にかけるといのが本旨なのです。5人の首長さんがまとまらないものを議員に賛成してくれと。これでは無理ではないですか、議員の皆さん。何でも執行部が出すのに賛成するのなら、議員なんか私は要らないと思うのです。最低限5人の首長さんの意思がまとまったものを出していただきたいのです。議員は16人もいて、これは執行部をチェックするのだから、

同じ考えにならないのは当然なのです。皆さんは経営者なのです。かんかんがくがくやっても合意をして議会に出していただきたいのです。誰が考えたって、これは当たり前のことだと思うのです。こんな簡単なことが、失礼な言い方をいたしますが、皆さんは忙しいのです、確かに。けれども、何回も何回も集まってやってもらいたいのです。これほど私はむなしい思いを、約30年の議員生活でしたのが2回目です。最初は秩父はひとつの合併のとき、挫折をしました。あのときも骨を折りました。今回もそうなのです。そして、議員の皆さん、これを否決しても昨年のように各市、町の定例議会が終わった後、招集して新しく出していただいて、5人の首長さんがよかったと、こういうもので出していただきたいのです。どうかそのような思いで反対をしていただきたく、壇上から議員の皆様方をお願いをいたしまして、反対討論とさせていただきます。

**議長（小菅高信議員）** ほかに討論される方はおいでになりますか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（小菅高信議員）** ほかに討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

**議長（小菅高信議員）** 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

○閉会の宣告

**議長（小菅高信議員）** 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして秩父広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 4時21分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年2月8日

議 長 小 菅 高 信

署名議員 神 田 武

署名議員 江 田 治 雄

署名議員 大 久 保 進